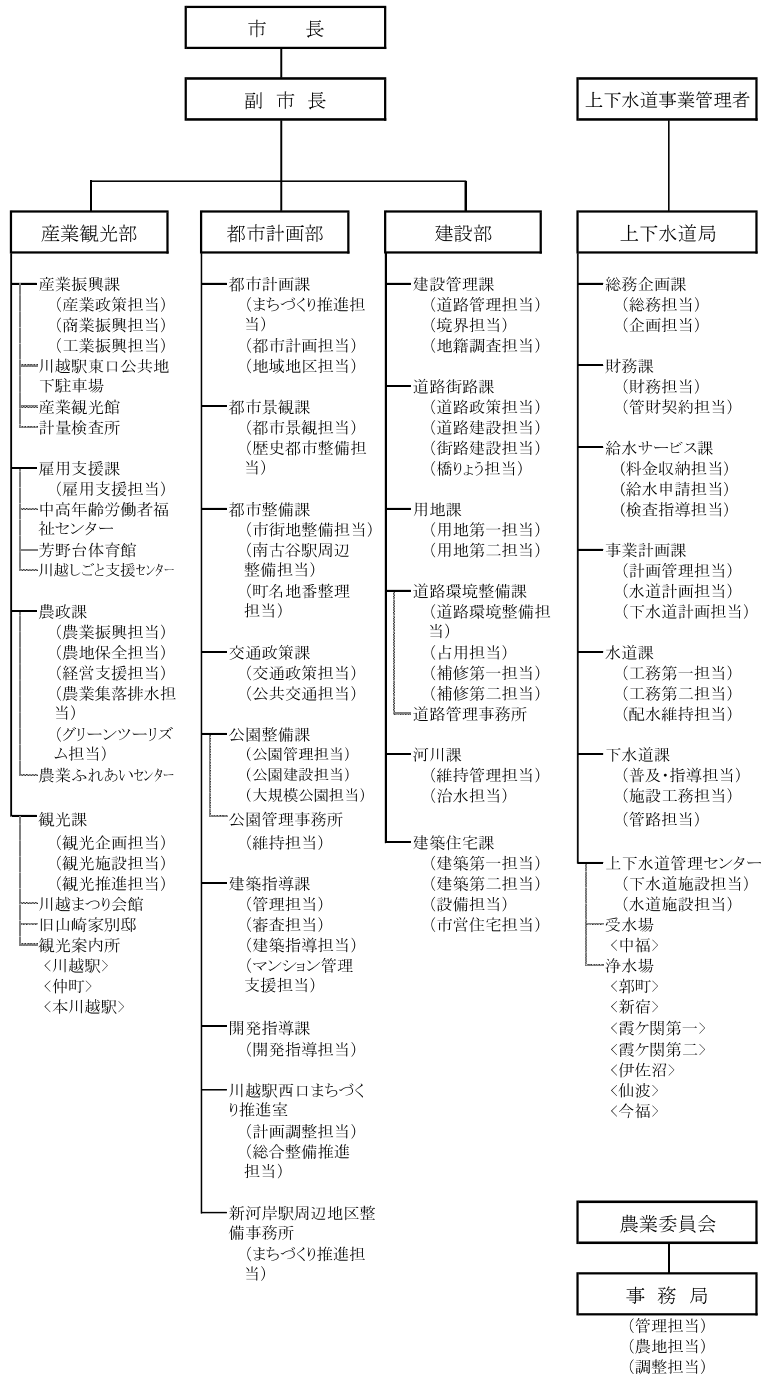


# 産業建設



産業建設



# 産業観光部

## I 商工業

### 1 商工業の概要

川越市は江戸時代から城下町として発達し、経済文化の中心として当時「小江戸」と呼ばれるほどの繁栄をみせた。特に商業は、城下町時代の基盤を背景に明治以降も県南西部地域の拠点として発展してきた。

一方、工業においては、工業団地の構成などにより、商業と同様県南西部地域の拠点として発展してきている。

このように、バランスのとれた形で発展し、産業文化の面でも都市の機能がますます拡充されている。

### 2 商業

#### (1) 商業（卸売及び小売業）の概要

(平成28年6月1日現在)

産 業 分 類		商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
卸 売 業 合 計		490	6,400	41,820,900	—
小 売 業	各 種 商 品	6	817	2,571,300	29,102
	織物・衣服・その他身の回り品	259	1,505	2,212,600	45,827
	飲 食 料 品	526	7,229	10,315,100	94,811
	機 械 器 具	234	1,624	6,442,000	29,208
	そ の 他	622	5,132	10,580,500	123,238
	無 店 舗	45	728	2,667,200	—
小 売 業 合 計		1,692	17,035	34,788,700	322,186
総 計		2,182	23,435	76,609,600	322,186

※ 平成28年経済センサス—活動調査より収録。

※ 年間商品販売額は、10万円単位で四捨五入を行っている為、数値の積み上げは合計値と一致しない場合がある。

## (2) 推 移

	商 店 数		従 業 者 数		年 間 商 品 販 売 額	
	商 店	49年=100	従業者(人)	49年=100	販売額(万円)	49年=100
昭和49年	2,735	100	12,351	100	19,200,823	100
51	3,125	114	14,047	114	25,085,820	131
54	3,361	123	15,693	127	39,371,341	205
57	3,584	131	17,775	144	49,981,770	260
60	3,418	125	18,243	148	60,368,878	314
63	3,393	124	19,916	161	72,649,515	378
平成 3	3,491	128	21,616	175	87,135,882	454
6	3,332	122	23,040	187	83,290,830	434
9	3,076	112	22,364	181	84,678,581	441
11	3,237	118	25,968	210	86,385,271	450
14	3,005	110	25,758	209	77,125,225	402
16	2,847	104	24,560	199	78,577,704	409
19	2,661	97	23,542	191	74,208,205	386
24	1,976	72	17,768	144	61,435,300	320
26	1,850	68	18,651	151	63,951,600	333
28	2,182	80	23,435	190	76,609,600	399

※ 昭和49年～平成19年は商業統計調査結果より収録し、平成24～28年は経済センサスより収録。

※ 商業統計調査と経済センサスでは、名簿や調査方法の違いから、結果として集計対象等が異なっている。

※ 昭和49・51・60年は5月1日現在、平成3・6・11年は7月1日現在、平成24年は2月、平成26・28年は6月現在。

## (3) 卸商団地

名 称	協同組合 川越バンテアン
組 合 設 立	昭和43年11月6日
組 合 員	46社(食料品6社、文具・事務機3社、医療品5社、雑貨・洗剤3社、建築関係資材6社、その他23社)
敷 地 面 積	136,598.45 m <sup>2</sup>
施 設	組合員店舗・倉庫 敷地(81,343 m <sup>2</sup> )
	組合会館(2,817.77 m <sup>2</sup> )



### 3 飲食店の概況

(平成28年6月1日現在)

業種別	事業所数			従業者数				
	総数	個人	法人	総数	男	女	個人	法人
飲食店合計	1,097	585	510	10,256	4,127	6,073	1,905	8,334
管理・補助的経済活動を行う事業所	4	—	4	44	22	22	—	44
食堂・レストラン (専門料理店を除く)	92	24	68	1,436	354	1,082	59	1,377
専門料理店	388	180	208	3,865	1,650	2,195	615	3,250
そば・うどん店	95	54	40	628	221	404	192	434
すし店	36	20	16	486	203	283	45	441
酒場・ビヤホール	255	166	89	1,905	1,086	791	534	1,371
バー・キャバレー・ナイトクラブ	74	63	11	345	107	238	233	112
喫茶店	109	65	43	778	183	590	168	595
その他の飲食店	44	13	31	769	301	468	59	710

※ 平成28年経済センサス-活動調査より収録。

※ 事業所数、従業者数の総数は、法人でない団体を含む。

※ 従業者数の総数は男女別の不詳を含む。

### 4 工業

#### (1) 推移

(各年12月31日現在)

年次	項目 事業 所数	従業者数(人)			製造品出荷額等(年間:万円)				製造品総出荷額 対前年比(%)
		合計	男	女	合計	製造品出荷額	加工賃収入額	その他収入額	
平成16年	580	22,550	15,433	7,117	94,564,565	89,905,781	4,574,755	84,029	134.3
17	602	24,153	16,753	7,400	99,858,857	96,512,391	3,251,796	94,670	105.6
18	563	24,705	16,892	7,813	101,137,132	97,526,284	3,489,467	121,381	101.3
19	591	25,018	17,167	7,851	106,159,575	100,149,252	3,714,355	2,295,968	105.0
20	575	24,641	17,085	7,556	86,477,948	79,585,636	3,600,367	3,291,945	81.5
21	513	22,159	15,637	6,522	78,684,855	73,028,388	2,826,669	2,829,798	91.0
22	504	21,901	15,699	6,202	83,171,466	77,661,736	2,757,633	2,752,097	105.7
23	554	23,029	16,713	6,546	93,703,632	82,037,222	5,241,285	6,425,125	112.7
24	486	22,332	15,993	6,339	89,955,999	81,789,625	3,179,935	4,986,439	96.0
25	489	22,200	15,850	6,350	103,128,113	95,489,837	2,624,006	5,014,270	114.6
26	472	22,826	15,894	6,932	97,417,656	89,339,174	2,815,027	5,263,455	94.5
27	519	22,186	16,206	6,506	109,753,688	101,344,659	2,990,843	5,418,186	112.7
28	457	22,970	15,887	7,083	95,430,058	88,237,180	2,429,198	4,763,680	86.9
29	448	23,230	15,999	7,231	87,838,434	80,547,780	2,753,397	4,537,257	92.0
30	445	23,205	15,861	7,344	87,489,558	77,966,132	4,708,709	4,814,717	99.6
令和元	441	22,818	15,608	7,210	84,079,735	74,717,320	4,714,178	4,648,237	96.1

※ 工業統計調査結果より収録。従業者4人以上の事業所について集計。

※ 平成23年、平成27年は経済センサス-活動調査より収録。従業者数の合計は別経営の事務所へ出向または派遣している人(送出者)を含むため男女の合計とは異なる。

※ 事業所及び従業員数は、平成27年次以降は、各年次翌年の6月1日現在の集計値。

## (2) 従業者規模別工場数

(令和元年12月31日現在)

従業者規模	組織別事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
総計	441	22,818	84,079,735
4～9	138	913	1,152,360
10～19	120	1,700	4,109,442
20～29	59	1,460	3,228,112
30～49	37	1,436	3,690,623
50～99	39	2,746	5,298,853
100～199	26	3,689	12,969,876
200～299	8	1,956	17,518,601
300～499	9	3,517	21,277,822
500～999	3	1,679	×
1000～	2	3,722	×

※ 2019年工業統計調査結果より収録。事業所数・従業者数については令和2年6月1日現在の集計値。

※ ×は該当の事業所が少なく、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあることから、事業所以外の数字は秘匿。

## (3) 産業別概況

(令和元年12月31日現在)

産業種別	事業所数	従業員数(人)			原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
		計	男	女		
合計	441	22,818	15,608	7,210	50,091,837	84,079,735
食料品	59	4,516	1,784	2,732	5,035,338	9,167,550
飲料・たばこ・飼料	2	203	128	75	×	×
繊維工業	3	115	78	37	120,417	193,959
木材・木製品	4	27	19	8	17,831	38,085
家具・装備品	5	30	26	4	21,623	43,714
パルプ・紙・紙加工品	16	334	229	105	582,545	895,760
印刷・同関連	35	1,733	1,312	421	1,302,687	3,123,929
化学工業	24	3,661	2,445	1,216	21,326,232	27,794,080
石油製品・石炭製品	2	29	25	4	×	×
プラスチック製品	33	1,403	1,024	379	1,477,652	2,627,959
ゴム製品	5	80	46	34	32,932	103,861
なめし皮・同製品・毛皮	2	12	4	8	×	×
窯業・土石製品	14	343	279	64	360,020	952,632
鉄鋼	8	190	161	29	522,767	747,650

産業種別	事業所数	従業員数(人)			原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
		計	男	女		
非鉄金属	11	269	179	90	663,238	931,647
金属製品	62	1,202	946	256	1,275,427	2,620,581
はん用機械器具	14	453	371	82	392,737	900,027
生産用機械器具	39	872	698	174	1,992,341	2,847,240
業務用機械器具	16	729	544	185	4,041,152	11,335,802
電子部品・デバイス・電子回路	12	319	219	100	133,740	372,056
電気機械器具	25	1,243	896	347	2,740,397	4,381,337
情報通信機械器具	5	2,642	2,178	464	3,144,365	7,262,750
輸送用機械器具	29	2,192	1,887	305	3,958,368	6,370,401
その他	16	221	130	91	76,467	202,607

※ 2020年工業統計調査結果より収録。従業者4人以上の事業所について集計。

※ 事業所数、従業員数については令和2年6月1日現在の集計値。

※ 「製造品出荷額等」は、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額を合計したもの。

※ ×は該当の事業所が少なく、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあることから、事業所以外の数字は秘匿。

#### (4) 工業団地

名称	設立主体	所在地	着工～完成	面積(ha)	企業数(社)
川越・狭山工業団地	住宅公団	川越市南台 狭山市新狭山	昭和38～41年	189.6	74 (川越分33)
富士見工業団地	住宅公団	川越市大字竹野 坂戸市千代田 鶴ヶ島市富士見	昭和48～55年	96	50 (川越分8)
川越工業団地	埼玉県	川越市芳野台	昭和48～55年	71.6	109
川越第二産業団地	埼玉県 川越市	川越市芳野台	平成19～21年	19.3	13

※ 企業数は令和4年4月1日現在

※ 企業数は操業中の民間企業の工場・研究施設、本社・支社、流通施設の合計。

※ 川越工業団地と川越第二産業団地の双方に工場がある会社が2社あるが、双方の企業数に計上。

#### (5) 工場アパート

名称	設立主体	所在地	着工～完成	面積(m <sup>2</sup> )	工場数(社)
芳野台工業協同組合	埼玉県	川越市芳野台	昭和55～58年	10,546	7

※ 工場数は令和4年4月1日現在

## 5 中小企業関係融資

### 融資の目的

川越市中小企業融資制度要綱により、本市における中小企業の育成振興を図るため、市内金融機関及び埼玉県信用保証協会の協力のもとに、市内中小企業者に対し運転及び設備資金の融資を行うことを目的としている。

融資制度名	区分	限度額	貸付期間		利率	令和3年度実績	
			運転資金	設備資金		件数 (件)	融資額(千 円)
川越市新規創業者支援資金融資		3,500万円以内	10年以内	10年以内	0.9%	3	20,000
川越市特別小口無担保無保証人融資		2,000万円以内	10年以内	12年以内	1.2%	2	6,700
川越市中小企業中口事業資金融資		5,000万円以内	10年以内	12年以内	1.4%	1	1,000
〃 (事業承継枠)		5,000万円以内	10年以内	12年以内	1.2%	0	0
川越市小規模企業者セーフティ融資		500万円以内	5年以内	7年以内	1.1%	0	0

※ 利率は令和4年4月1日現在

## 6 産業観光館 ～鏡山酒造跡地の活用～

鏡山酒造跡地は、明治8年に現在地で創業し、平成12年9月をもって「酒造り」の幕を閉じた酒造会社の跡地である。当該地は、一旦マンション業者が取得したものの、地元住民等から、酒造りが行われていた建物や市の指定保存樹木となっていたクスノキの保存・活用等の要望が寄せられ市が取得するに至った。

市では、南北に細長い中心市街地の両地区を結節する位置にあるこの建物を保存・活用し、地域の食・特産物の提供、市民の文化活動の場の提供、地域情報の発信等を通じて、新たなにぎわいを創出する核施設として整備することとした。

施設の管理運営は指定管理者制度を導入することとし、平成22年10月に公募により決定した愛称「小江戸蔵里」としてオープンした。平成30年3月に昭和蔵は県内34蔵の地酒の購入と飲み比べができる機能を加えた施設のリニューアルを行った。

## 施設の概要

所在地	新富町1丁目10番地1				
地積 (㎡)	3,064.09				
主な建物名	明治蔵 (おみやげ処)	大正蔵 (まかない処)	昭和蔵 (ききざけ処)	展示蔵 (つどい処)	
施設概要	特産品提供	飲食提供	特産品提供 飲食提供	会議室 事務室	ギャラリー
床面積 (㎡)	419	313	232	282	
建築年代	明治期	大正期	昭和6年	不詳	不詳
構造	木造平屋建				

## 施設の利用者数

区分	飲食・物販施設 (人)			貸施設 (人)			利用者数計 (人)
	明治蔵	大正蔵	昭和蔵	ギャラリー	会議室	広場	
平成24年度	136,578	45,351	115,323	13,496	6,907	44,384	362,039
平成25年度	150,816	50,746	117,303	9,595	5,637	61,186	395,283
平成26年度	161,511	53,697	112,616	9,887	5,700	101,546	444,957
平成27年度	164,447	56,090	111,301	10,738	5,672	126,473	474,721
平成28年度	165,806	56,365	107,705	7,796	5,522	123,463	466,657
平成29年度	165,396	53,542	93,839	8,389	5,011	86,083	412,260
平成30年度	180,033	55,234	77,740	7,714	4,390	82,438	407,549
令和元年度	158,703	47,353	73,941	8,382	4,960	83,540	376,879
令和2年度	34,586	5,947	16,881	1,652	1,008	1,860	61,934
令和3年度	102,348	21,246	35,881	4,942	2,261	6,153	172,831

## Ⅱ 地域経済への対策

### 1 雇用支援

#### (1) 川越しごと支援センター

所在地	脇田本町8番地1 U_PLACE3階 川越市民サービスステーション内
施設の内容	しごと相談コーナー、ハローワークコーナー、求人検索機コーナー、相談ブース
利用時間	午前10時～午後6時15分
休館日	土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
事業内容	しごと相談、ハローワーク職業相談・職業紹介、就労支援セミナー

#### (2) その他の事業

##### ① 就職面接会の開催

ハローワーク川越等と共催で、就職面接会を開催している。

##### ② 労働法ハンドブック

労働関係法令の基礎的事項の啓発を目的に、主に若年者を対象とした内容で作成、配布している。

##### ③ 障害者雇用奨励金

障害者の雇用を促進するため、市内中小企業事業主が、市内在住の障害者を一定期間雇用した際に障害者雇用奨励金を交付している。

### 2 労働政策

#### (1) 川越市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ川越）および川越市芳野台体育館

所在地	芳野台1丁目103番地57
建物	サンライフ川越 鉄筋コンクリート造、2階建 延1,349.98㎡ 芳野台体育館 鉄筋コンクリート一部鉄骨造平屋建 延 768.15㎡
施設の内容	サンライフ川越 トレーニング室、講習室、会議室、和室、研修室等 芳野台体育館 バレーボール1面、テニス1面、バドミントン3面、卓球台6面
対象	中高年齢労働者をはじめ特に制限なし
利用時間	平日：午前9時～午後9時 日曜・祝日：午前9時～午後5時
休館日	月曜、年末年始(12月29日～1月3日)
事業内容	中高年齢者の心身の健康保持、体力の増強、教養文化等のための便宜供与

## 利用状況

### [サンライフ川越]

(令和3年度)

		講習室	トレーニング室	研修室	和室	会議室	合計
利用件数(件)		402	3,899	555	100	83	5,039
利用者数	中高年齢者(人)	3,177	2,850	3,309	635	484	10,455
	一般(人)	621	1,049	2,230	36	114	4,050
合計(人)		3,798	3,899	5,539	671	598	14,505

※ 付属設備品使用件数0件。

### [芳野台体育館]

(令和3年度)

		1/6面	1/3面	全面	合計
利用件数(件)		75	795	294	1,164
利用者数(人)		159	8,648	5,038	13,845

※ その他、集会等を目的とした利用件数(0件)及び利用者数(0人)。

※ 放送設備使用件数0件。

## (2) その他の事業

### ① 中小企業退職金共済掛金補助制度

市内の中小企業の育成、そこに働く従業員の福祉の向上及び定着を図るため、中小企業退職金共済法による掛金の一部を補助している。

### ② 事業所従業員定期健康診断料補助

市内の事業所に雇用されている従業員の健康管理及び労働安全衛生法の遵守を促進させるため、定期健康診断を行う事業所に対して受診料の一部を補助している。

### ③ 労働関係講座の開催

健全な労使関係の確立、労働者の福祉の向上を図ることを目的に、労働者、使用者及び、一般市民を対象とし、労働関係法令を中心にした講座を開催している。

# Ⅲ 農 業

## 1 農業の現状

本市の農業は、東京圏という立地条件もあって都市化が進む中で農地の開発、生産環境の悪化、農業労働力の減少など多くの問題を抱えた状況にある。2020年農林業センサスによると本市は1,976haの経営耕地面積を有するが、3ha以上の経営耕地を有する農家が増加し、わずかではあるが農地の集積が進んでいることがうかがえる。基幹的農業従事者数は、平成27年の2,675人に対し、令和2年には、1,743人と932人減少し、基幹的農業従事者の平均年齢は、平成27年の65.9歳に対し、令和2年には66.1歳と0.2歳高齢化した。出荷状況については、主に東京圏の消費者に向けて農産物を出荷しているが、近年では農産物直売所などを通じて本市市民にも提供されている。

また、本市の農業は、市民をはじめとする消費者の食料需要に対し、新鮮で安全な生鮮食料品の供給という役割のほか、農地の自然景観や自然災害の調整機能など、多面的機能を果たしている。なお、近年は市民農園や体験農園などによって、市民の「農」に触れ合うニーズに一部応えている。

### (1) 農家戸数・基幹的農業従事者数・経営耕地面積等

#### 農家戸数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
総 農 家 戸 数 (戸)		3,275	2,943	1,250
販 売 農 家 戸 数 (戸)		2,319	1,954	1,246
自 給 的 農 家 戸 数 (戸)		956	989	4

※ 資料：農林業センサス

#### 基幹的農業従事者数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
基幹的農業従事者 (人)	総数	2,946	2,675	1,743
	男	1,671	1,552	1,039
	女	1,275	1,123	704

※ 資料：農林業センサス



経営耕地面積

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地総面積 (ha)		2,693	2,449	1,976
田 (ha)		1,674	1,520	1,186
畑 (ha)		974	892	760
樹園地 (ha)		45	38	30

※ 資料：農林業センサス

経営耕地規模別農家戸数

(各年2月1日現在)

区 分		年		
		平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数(戸)		3,275	2,943	1,245
経営耕地別農家戸数(戸)	0.3 ha未満	4	7	21
	0.3～0.5 ha	370	288	138
	0.5～1.0 ha	871	695	380
	1.0～1.5 ha	501	436	287
	1.5～2.0 ha	311	254	169
	2.0～3.0 ha	199	197	158
	3.0 ha以上	63	77	88
自給的農家戸数(戸)		956	989	4

※平成22年、27年は総農家戸数を示す。

※ 資料：農林業センサス

## 2 グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター）

### (1) 施設の概要

(令和4年11月24日現在)

所在地	大字伊佐沼 887 番地
設置年月日	令和4年11月24日 ※平成元年12月1日設置の農業ふれあいセンターをグリーンツーリズム拠点施設として改修整備を行っている。
建物	鉄骨造平屋建 1,825.06 m <sup>2</sup>
施設内容	研修室兼視聴覚室、農業研修会議室、農産加工室、調理室、休憩コミュニティスペース、多目的ホール、カフェ、バーベキュー場、緑地広場、体験農園
事業内容	農業についての研修、地域の自然及び食文化の学習、都市住民と農業関係者との交流、農業及び観光に係る情報の発信、農業体験、農産物加工体験等

### (2) 利用状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開館日数(日)	308	256	改修整備工事のため閉館
利用者合計(人)	43,617	23,644	改修整備工事のため閉館

### 3 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、平成9年度より事業の推進を図るための組織を設け、農業集落排水施設使用料等審議会条例の制定、実施地区の選定、分担金に係る審議会の開催、分担金条例の制定を行った。また、平成11年度には鴨田地区の計画概要書の作成及び事業採択申請を行い、平成12年4月に事業採択を受けた。平成13年度より工事を進め、平成18年4月1日に鴨田農業集落排水処理施設の供用を開始した。

また、平成17年度には、石田本郷地区の計画概要書の作成及び事業採択申請を行い、平成18年4月に事業採択を受けた。平成19年度より工事を進め、平成24年4月1日に石田本郷農業集落排水処理施設の供用を開始した。

これらの施設は、農村地域の環境保全と住環境の向上を目的とし、併せて公共用水域の水質保全を図るため、農林水産省の国庫補助事業として、国費、県費、市費及び受益者分担金により建設されている。

#### (1) 処理施設の概要

地 区	鴨田地区	石田本郷地区
所 在 地	大字鴨田 1487 番地 1	大字石田本郷 340 番地 1
建 物	平屋建 鉄筋コンクリート造 340.97 m <sup>2</sup>	平屋建 鉄筋コンクリート造 199.90 m <sup>2</sup>
計画人口 (人)	2,070	1,780
計画戸数 (戸)	408	421
処 理 施 設	連続流入間欠ばっ気方式の改良型 JARUS-XIV-H 型 (日本農業集落排水協会型)	連続流入間欠ばっ気方式の改良型 JARUS-XIV-H 型 (日本農業集落排水協会型)
処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	559 放流先：笹原排水路→古川排水路→入間川	481 放流先：古川排水路→入間川
管路延長 (m)	15,313	10,506

#### (2) 1ヶ月あたりの使用料 (一般家庭)

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
基本使用料 (円)	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619
人数使用料 (円)	333	666	999	1,332	1,665	使用人数×333 円
消費税 (円)	195	228	261	295	328	(基本+人数使用料)×0.1
月額使用料 (円)	2,147	2,513	2,879	3,246	3,612	基本+人数使用料+消費税

# IV 観 光 事 業

## 1 概 要

歴史と伝統を誇る本市は、かつて城下町として発展し、蔵造りの町並みをはじめ神社仏閣、史跡等が数多く残り、有形無形の文化財にも恵まれている。

一番街を中心とした蔵造りの町並みは江戸、明治、大正にかけて形成されたものであり、歴史的建造物が集積していることから国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、最も多くの観光客が訪れる地区となっている。

これら川越の先人が築き上げてきた歴史的文化遺産を主要な観光資源として年間約 550 万 9 千人（令和 4 年）の観光客が訪れている。

## 2 基本方針

第四次川越市総合計画では、観光による地域経済の活性化と、市民が誇りを持てる魅力ある観光都市を形成することを目的に、戦略的な観光事業の推進、外国人観光客の誘致、観光環境の整備、広域観光の推進、市民参加型観光の推進を掲げている。

また、令和 4 年 8 月に策定した「第二次川越市観光振興計画改訂版」では、『世界に発信しよう！ EDO が粋づくまち 小江戸川越』を基本理念に、「新たな観光をつくりだそう」、「外国人も楽しめる川越を演出しよう」、「安心して観光を楽しめる環境をつくろう」、「地域全体で観光まちづくりを進めよう」を基本方針として掲げている。

## 3 新たな観光事業の企画・実施

東日本旅客鉄道、東武鉄道、西武鉄道、小江戸川越観光協会との連携による「川越ブランディング事業」において、主要駅へのポスター掲出及び「電車で行く！小江戸川越古地図めぐり」（デジタルスタンプラリー）、また国の地方創生臨時交付金を活用して「観光消費促進事業」（小江戸旅ギフトスタンプラリー）を実施した。

## 4 川越まつりの実施

370 年以上の伝統を誇る川越まつりを 10 月の第 3 日曜日とその前日に実施している。川越まつりは「川越氷川祭の山車行事」として、平成 17 年 2 月に国の重要無形民俗文化財に指定され、平成 28 年 12 月にはユネスコ無形文化遺産に登録されている。

令和 4 年度は、コロナ禍の影響により 3 年ぶりに開催され、約 57 万 4 千人の観光客が訪れた本市最大の祭礼行事である。

## 5 観光施設の運営

### (1) 観光案内所

本市を訪れる観光客のために、川越駅、本川越駅及び仲町の計 3 ヶ所に観光案内所を設置し、令和 3 年度は約 22 万人の観光客に観光案内を行った。

## (2) 川越まつり会館

川越まつり会館は、川越まつりに関する知識及び教養の向上を図るとともに、観光の振興に寄与するための施設として平成15年9月28日に開館した。本市最大の伝統行事である「川越まつり」で曳かれる実物の絢爛豪華な山車2台を常時展示し、大型スクリーンでは、川越まつりの映像を上映するなど、川越まつりをいつでも体感できる施設である。また、山車展示ホールにおいて日曜・祝日には、お囃子の実演を行っている。

## (3) 旧山崎家別邸

旧山崎家別邸は、川越の老舗菓子屋「亀屋」の5代目当主である山崎嘉七氏の隠居所として大正14年に建築された。設計者は近代住宅作家のパイオニアといわれている保岡勝也であり、市民の教養及び文化の向上を図るとともに観光の振興に寄与する施設として平成28年4月1日に一般公開を開始した。令和元年9月30日には母屋が国重要文化財（建造物）に指定されている。

## (4) 元町休憩所

「元町休憩所」は、観光地周辺に休憩する場所として平成27年4月2日にオープンした無料で利用できる施設である。

当施設は、冷暖房設備を完備し、飲食が出来るほか、トイレや着物の着崩れを直したり、授乳スペースとして使用できる多目的室を備えている。

# 農業委員会

## 1 構成

農業委員(人)	定数(現員)	うち認定農業者	うち女性	うち40代以下	うち中立委員
	17	9	2	0	3

区域名	田面沢	川越	山田	芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	名細	定数 (現員)
農地利用最適化 推進委員(人)	1	1	1	2	2	2	1	2	2	1	1	16

## 2 農地事務取扱状況

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )
農地権利移動許可(農地法第3条)	65	104,882	72	130,196	54	86,038
農地転用受理許可(同法第4条)	60	40,234	73	30,851	55	35,008
農地転用権利移動受理許可(同法第5条)	287	200,039	301	161,741	345	157,238
合意解約通知・解約・解除・更新拒絶 (同法第18条)	6	20,871	12	13,842	7	6,692
農地の地目変更に伴う現地調査	78	—	64	—	78	—
相続税納税猶予に関する適格者証明	4	20,010	5	20,651	9	61,738
農地転用許可後の工事完了届	108	—	129	—	117	—

# 都市計画部

## I 都市計画

### 1 概要

本市の都市計画行政は上位計画である川越市総合計画及び川越市都市計画マスタープランに基づいて推進されている。

都市は人々の生活の場であるとともに経済活動の場でもあるので、都市計画は良好な居住環境の確保と都市機能の増進とを目的として定めるものとされている。このためには適正な制限のもとに土地の合理的利用が図られるべきである。

都市計画の内容には区域区分（市街化区域と市街化調整区域）、地域地区（用途地域等）、都市施設（道路、公園、下水道等）、市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）、地区計画等がある。都市計画を定めると、それぞれの都市計画に応じて様々な制限（都市計画制限）が働き、都市計画に合った土地利用を図っていくこととなる。（この土地利用規制を支えている制度が建築確認、開発許可などの制度であり、また、都市計画に定めた都市施設の整備や市街地開発事業を県知事の認可等を受けて施行する事業が都市計画事業である。）土地利用規制、都市計画事業などを通じて都市計画を具現化し、より魅力的で住み良い都市を創造していくことが都市計画行政の役割である。

また、今後の人口減少や高齢化の進展の中でも、本市の魅力や市民の暮らしやすさを維持するとともに、持続可能な都市経営を可能とする都市戦略ビジョンとして川越市立地適正化計画を策定した。

### 2 市街化区域及び市街化調整区域

（平成 11 年 1 月 8 日最終変更）

種別	区分	川越市域	
		面積(ha)	比率(%)
市街化区域		3,218	29.48
市街化調整区域		7,698	70.52
計		10,916	100.00

### 3 用途地域

(令和4年4月1日現在)

種別	区分	平成30年6月29日最終変更		
		面積(ha)	構成比 (%)	全市面積対比 (%)
第1種低層住居専用地域		827.2	25.7	7.58
第2種低層住居専用地域		67.8	2.1	0.62
第1種中高層住居専用地域		427.3	13.3	3.91
第2種中高層住居専用地域		54.9	1.7	0.50
第1種住居地域		859.2	26.7	7.87
第2種住居地域		206.5	6.4	1.89
準住居地域		53.4	1.7	0.49
近隣商業地域		83.9	2.6	0.77
商業地域		114.9	3.5	1.05
準工業地域		272.8	8.5	2.50
工業地域		41.0	1.3	0.38
工業専用地域		209.6	6.5	1.92
計		3,218.5	100.0	29.48

### 4 その他の地域地区

(令和4年4月1日現在)

区分	面積 (ha)	告示年月日	名称	その他	
高度利用地区	2.9	昭和59年6月29日	A地区 1.8 ha	容積の最高 600%	容積の最低 300%
			B地区 1.1 ha	容積の最高 400%	容積の最低 200%
防火地域	15.8	平成21年6月26日			
準防火地域	278.6	平成30年6月29日			
生産緑地地区	138.87	令和3年11月22日	川越・本庁第1号生産緑地地区ほか508地区		
伝統的建造物群保存地区	約7.8	平成11年4月9日			



## 5 地区計画

(令和4年4月1日現在)

名 称	面 積 (ha)	告示年月日
川 鶴 笠 幡 地 区	約 6.6	S58. 1. 27 H 1. 4. 20 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
川 越 笠 幡 水 久 保 地 区	約 7.5	S60. 1. 10 H 5. 6. 25 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
霞 ケ 関 地 区	約 69.8	H 2. 11. 2 H 5. 6. 25 (変更) H 6. 6. 28 (変更) H 7. 12. 22 (変更)
南 古 谷 駅 西 地 区	約 15.7	H 5. 12. 28 H 7. 12. 22 (変更) H15. 3. 3 (変更) H30. 6. 29 (変更)
四 都 野 台 地 区	約 12.1	H 7. 12. 22
上 戸 新 町 地 区	約 12.5	H 9. 4. 15
藤 木 地 区	約 12.0	H11. 11. 19
笠 幡 東 前 原 地 区	約 2.5	H11. 11. 19
大 塚 新 田 南 大 塚 地 区	約 17.0	H13. 7. 6
川 越 駅 西 口 地 区	約 4.9	H14. 7. 9
鴨 田 地 区	約 21.3	H19. 11. 9 H20. 11. 25 (変更) H30. 6. 29 (変更)
西部地域振興ふれあい拠点地区	約 2.9	H21. 6. 26
新 河 岸 駅 周 辺 地 区	約 72.5	H23. 11. 11 H25. 12. 3 (変更) H28. 5. 20 (変更)
東 田 町 地 区	約 5.4	H23. 11. 11
本 川 越 駅 西 口 周 辺 地 区	約 6.8	H30. 6. 29
霞 ケ 関 駅 北 口 周 辺 地 区	約 3.9	H30. 6. 29
増 形 地 区	約 16.4	H30. 6. 29 R 2. 7. 20 (変更)
計	約 289.8	

## 6 都市計画道路

No.	道路名称		位置		幅員 (m)
	番号	路線名	起 点	終 点	
1	1. 4. 1	首都圏中央連絡自動車道	日高市大字田木字新上原	川島町大字東野地先	20.5
2	3. 3. 1	川越志木線	川島町大字正直字宮町	大字今泉字西河原	23.5
3	3. 2. 2	〃	大字今泉字南田	大字渋井字上駿河	31.5
4	3. 4. 3	中央通り線	脇田本町	大字山田字東町	16.0
5	3. 4. 4	川越環状線	脇田新町	大字小仙波字雑敷	20.0
6	3. 4. 5	東京川越線	大字藤間字南開発	宮下町1丁目	18.0
7	3. 4. 6	外環状線	大字笠幡字西前原	大字古谷本郷上組字川袋	18.0
8	3. 5. 7	南古谷伊佐沼線	大字並木字北田	大字古谷上字折本	14.0
9	3. 4. 8	南古谷駅前通り線	大字並木字中田	大字木野目字江川	18.0
10	3. 4. 9	工業団地脇田新町線	大字大袋新田字重塚	脇田新町	18.0
11	3. 4. 10	川越駅南大塚線	脇田本町	南台1丁目	16.0
12	3. 4. 11	市内循環線	脇田町	仙波町4丁目	16.0
13	3. 4. 12	三田城下橋線	石原町1丁目	大字松郷字城下町	16.0
14	3. 4. 13	本川越駅前通線	新富町1丁目	小仙波町5丁目	16.0
15	3. 4. 14	川越駅南古谷線	脇田町	大字古谷上字広見	16.0
16	3. 4. 15	新河岸駅前通り線	広栄町	大字砂字亀原	16.0
17	3. 4. 16	寺尾大仙波線	大字寺尾字大原	大字大仙波字江下ノ下	16.0
18	3. 5. 17	笠幡小仙波線	大字笠幡字本田中	大字小仙波字雑敷	15.0
19	3. 5. 18	川越所沢線	脇田本町	大字下赤坂字大塚上	12.0
20	3. 5. 19	川越上尾線	宮下町1丁目	大字中老袋字田島	12.0
21	3. 5. 20	境町神明町線	月吉町	神明町	12.0
22	3. 5. 21	川越駅前通り線	脇田町	脇田町	12.0
23	3. 4. 25	鶴ヶ島駅前通り線	大字鯨井新田字新田後	大字鯨井新田字新田後	16.0
24	3. 4. 39	的場鶴ヶ島線	大字的場字五畑	大字鯨井新田字上郷	16.0
25	3. 3. 43	小仙波上江橋線	大字小仙波字雑敷	大字古谷本郷上組字川袋	22.5
26	3. 3. 44	川越北環状線	脇田新町	大字福田字川間	25.0
27	3. 3. 45	坂戸東川越線	大字下小坂字北谷	大字寺山字宮田	25.0
28	3. 4. 47	日高川越鶴ヶ島線	日高市大字森戸新田字藤久保	大字笠幡字北久保	16.0
29	3. 5. 51	新河岸駅東口駅前通り線	大字砂字亀原	大字砂字漆谷	14.0
30	3. 5. 52	新河岸駅北通り線	大字砂新田字東裏	大字砂字桑原	14.0
31	3. 1. 53	南古谷駅南口駅前広場	大字並木字中田	大字並木字中田	18~68
32	8. 7. 1	菓子屋横丁通り線	元町2丁目	元町2丁目	4.0
33	8. 7. 2	養寿院門前通り線	元町2丁目	幸町	4.0
34	8. 7. 3	長喜院門前通り線	幸町	幸町	4.0
35	8. 7. 4	行伝寺門前通り線	幸町	幸町	4.0
36	8. 7. 5	寺町通り線	元町2丁目	仲町	5.0
37	8. 7. 6	本町稻荷横丁通り線	元町1丁目	大手町	4.0
38	8. 7. 7	鐘つき通り線	幸町	大手町	6.0
39	8. 7. 8	同心町通り線	幸町	松江町2丁目	5.0
40	8. 7. 9	大正浪漫夢通り線	仲町	連雀町	7.0
41	8. 7. 10	立門前線	連雀町	松江町2丁目	6.0
	小 計	自動車専用道路 (No.1)	1 路線		
	小 計	幹線街路 (No.2~No.31)	30 路線		
	小 計	特殊街路 (No.32~No.41)	10 路線		
	計		41 路線		

(令和4年4月1日現在)

延 長 (m)	当初決定・告示年月日及び番号	最終変更・告示年月日及び番号	整備延長 (m)
2,290	S61. 3. 28 埼玉県告示第 461 号	H 8. 4. 5 埼玉県告示第 620 号	2,290
9,290	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	S49. 4. 30 埼玉県告示第 587 号	6,810
1,550	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号		1,550
4,400	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H11. 4. 9 埼玉県告示第 605 号	768
3,950	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	H 1. 10. 17 埼玉県告示第 1335 号	3,800
6,500	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	450
14,210	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	〃	3,110
1,480	S39. 12. 21 建設省告示第3449 号	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号	0
1,250	〃	H29. 12. 26 埼玉県告示第 1386 号	604
4,220	S44. 1. 31 建設省告示第 206 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	4,220
3,620	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	〃	3,224
5,470	〃	S49. 10. 11 埼玉県告示第 1256 号	316
1,600	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	730
760	〃	〃	428
3,430	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号	1,724
3,100	〃	H23. 11. 11 埼玉県告示第 1328 号	1,170
2,800	〃	〃	1,310
10,490	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H30. 6. 29 埼玉県告示第 734 号	3,940
7,130	S37. 3. 19 建設省告示第 651 号	S46. 3. 26 埼玉県告示第 376 号	342
4,510	S11. 5. 19 内務省告示第 321 号	H30. 6. 29 埼玉県告示第 734 号	3,320
1,500	〃	S46. 4. 12 川越市告示第 57 号	1,500
70	S49. 10. 11 川越市告示第 108 号	S59. 6. 29 川越市告示第 109 号	70
980	S51. 6. 15 埼玉県告示第 841 号		980
1,840	S57. 1. 22 埼玉県告示第 128 号		1,840
3,420	S62. 3. 24 埼玉県告示第 525 号	H29. 12. 26 埼玉県告示第 1386 号	3,420
5,460	H 1. 10. 17 埼玉県告示第1335 号	H28. 12. 27 埼玉県告示第 1666 号	4,250
2,150	H10. 4. 7 埼玉県告示第 527 号		0
470	H 3. 10. 1 埼玉県告示第1355 号		0
260	H23. 11. 11 川越市告示第 773 号		260
620	H25. 12. 3 川越市告示第 712 号		0
44	H29. 12. 26 川越市告示第 837 号		0
100	H 1. 3. 31 川越市告示第 66 号		100
120	〃	H11. 4. 9 川越市告示第 123 号	120
130	〃	〃	130
100	〃	〃	100
430	H11. 4. 9 川越市告示第 123 号		430
150	〃		0
180	〃		180
250	〃		0
260	〃		260
220	〃		72
2,290			2,290
106,574			50,136
1,940			1,392
110,804			53,818

## 7 川越市都市計画審議会

都市計画審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査及び審議する機関として昭和44年11月15日に設置された。

(令和4年6月20日現在)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
委員	竹澤 穰治	R4.6.1～ R6.5.31	工業関係	委員	川口 啓介	R4.6.20～ R6.5.31	市議会議員
〃	町田 明美	〃	商業関係	〃	長田 雅基	R4.6.1～ R6.5.31	〃
〃	青木 敏子	〃	農業関係	〃	山木 綾子	R4.6.20～ R6.5.31	〃
〃	関口 和裕	〃	建築関係	〃	梶川 牧子	R4.6.1～ R6.5.31	教育行政
〃	尾崎 晴男	〃	都市計画関係	〃	石川 秀夫	〃	農業行政
〃	小瀬 博之	〃	環境関係	〃	落合 誠	〃	県行政
〃	小高 浩行	〃	市議会議員	〃	秋山 修志	〃	市民
〃	中原 秀文	〃	〃	〃	飯島 希	〃	〃
〃	近藤 芳宏	〃	〃	〃	武 成志	〃	〃
〃	小ノ澤 哲也	〃	〃	〃	栗山 茂樹	〃	〃

## II 都市景観

### 1 都市景観行政

川越市では、平成元年に川越市都市景観条例を施行し、蔵造りの町並みなどの歴史的景観や中心商業業務地の景観など、特色ある都市景観の保全と創造を図ってきた。

また、平成 26 年 3 月に川越市都市景観条例を景観法委任条例として制定し直し、同年 7 月より川越市景観計画とともに施行した。

都市景観形成地域としてすでに指定していた「川越駅西口地区」、「川越十カ町地区」、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」の 3 地区は、川越市景観計画に位置づけし直すとともに、令和元年 12 月 1 日に新たに「喜多院周辺地区」を加え、新築・増改築・看板の設置等を行う際に、市への届出を義務づけることにより、地区の特色を踏まえた都市景観の形成を図っている。

都市景観形成地域以外の地域は、都市景観誘導地域とし、周囲の景観に大きな影響を与える大規模建築物等（建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超もしくは最高の高さ 15m 超）について届出を求めることで、必要な指導や助言を行い、地域の都市景観に見合ったものとなるよう誘導している。

景観上重要な価値があると認められる旧条例に基づき指定した「都市景観重要建築物等」及び景観法に基づき指定を行う「景観重要建造物」については、保存のために必要な技術的援助や費用の一部を補助する取り組みを行っている。

また、啓発事業として、「かわごえ都市景観表彰」、「川越都市景観シンポジウム」を行っている。

#### 川越市都市景観審議会

平成元年 7 月 17 日に設置された川越市都市景観審議会は、平成 26 年 3 月 20 日に公布された新たな川越市都市景観条例に基づく審議会に移行し、市長の諮問に応じ、都市景観の形成に関する基本的事項又は重要事項を審議している。

(令和 4 年 6 月 6 日就任)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
委員	町田明美	R4.6.6～ R6.6.5	市民の代表者	会長	倉田直道	R4.6.6～ R6.6.5	学識経験者
〃	馬場常晃	〃	〃	委員	後藤治	〃	〃
〃	和田文夫	〃	〃	〃	篠崎幸恵	〃	〃
〃	楠尚人	〃	〃	〃	飯沼哲夫	〃	〃
〃	植木守泰	〃	〃	〃	近田玲子	〃	〃
〃	正木一弘	〃	〃	副会長	日色真帆	〃	〃
〃	野原英一	〃	学識経験者	委員	神山藍	〃	〃

### 2 川越市歴史的風致維持向上計画

平成 20 年度に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき策定し、平成 23 年 6 月、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定を受けた。現在は、令和 3 年 3 月に認定を受けた

第2期計画が進行中。本市の歴史的風致として、「川越祭り」「物資の集散と商業都市川越の発展」「寺社門前の賑わい」の3点に着目し、重点区域を約225ヘクタールとした。文化財建造物をはじめとするさまざまな歴史的資産の修理活用や歴史的地区環境整備街路事業、その他にソフト事業を計画している。

### 3 伝統的建造物群保存地区

昭和50年の文化財保護法の改正により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を文化財として捉えることになり、「伝統的建造物群保存地区」制度が創設された。川越市では平成11年4月9日、蔵造りの町並みを中心に幸町の全部、元町1丁目・元町2丁目及び仲町の各一部、約7.8ヘクタールを「伝統的建造物群保存地区」として都市計画決定した。また同年12月1日に、国の「重要伝統的建造物群保存地区」として選定された。伝統的建造物群保存地区内の現状変更行為許可事務を行うとともに、建物の修理・修景等に対して助言及び指導を行っている。また、地区内建築物等の保存等のためにかかる経費の一部を補助している。現在、地区内建築物等135件を、伝統的建造物として特定している。

令和元年12月1日には、国の「重要伝統的建造物群保存地区」選定20周年を迎え、まちづくりシンポジウムの開催等、記念行事を行った。

#### 保存事業

	保存事業件数(件)※	補助金交付額(円)
令和元年度	9	30,784,000
令和2年度	11	10,260,000
令和3年度	7	22,103,000

※ 修理、修景、景観、応急修理への補助金交付件数

#### 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会

川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議をし、並びにこれらの事項について市長及び教育長に建議するため、平成10年6月23日設置された。

(令和4年8月30日就任)

職名	氏名	任期	選出区分	職名	氏名	任期	選出区分
会長	福川 裕一	R4.8.30～ R6.8.29	学識経験者	委員	長島 貴子	R4.8.30～ R6.8.29	関係地域を代表する者
委員	溝尾 良隆	〃	〃	〃	石村 晃龍	〃	〃
〃	田口 陽子	〃	〃	副会長	隈倉 雄二郎	〃	〃
〃	佐藤 由美子	〃	〃	委員	山川 直美	〃	〃
〃	中山 昌克	〃	関係行政機関の職員	〃	原 知之	〃	〃
〃	村田 章人	〃	〃	〃	竹澤 穰治	〃	〃

## 4 屋外広告物許可事務

### (1) 屋外広告物

平成 15 年 4 月の中核市移行に伴い、川越市屋外広告物条例が施行された。川越市内に掲出される屋外広告物の許可事務を行うとともに、違反広告物の是正指導等を行っている。

また、条例に違反して掲出された立看板、張り紙、張り札等の簡易除却を進めている。

#### 屋外広告物の許可件数

	申請（許可）（件）	申請手数料（円）
令和元年度	202	1,209,450
令和2年度	189	1,793,750
令和3年度	217	1,753,060

#### 屋外広告物簡易除却件数

	張り紙（件）	張り札（件）	立看板（件）
令和元年度	418	4,387	282
令和2年度	105	3,344	227
令和3年度	97	2,379	193

### (2) 市民ボランティアによる簡易除却

平成 16 年 2 月から平成 16 年 12 月まで中心市街地 6 自治会（新富町 1 丁目、新富町 2 丁目、通町、南通町、脇田町、菅原町）により試験的に実施をし、平成 17 年度から、川越市全域で市民簡易除却活動を実施する。

平成 18 年度に、「川越市の違反広告物簡易除却活動」が、彩の国景観賞「心に潤い部門」を受賞している。

屋外広告物の簡易除却においては、市民ボランティアによる活躍が目立っている。

令和 3 年度の市民ボランティア登録数は、28 団体、182 名である。

## 5 歴史的建造物活用推進事業

歴史的建造物活用推進事業は、歴史的風致の維持・向上並びに中心市街地の活性化に向け、歴史的風致維持向上地区内における未活用の歴史的価値を有する建造物を対象に保存・活用を推進することを目的としている。

主な事業内容は、①歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルの構築に向けた研究、②市所有の旧川越織物市場整備となっている。

### (1) 歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築事務の概要

所有者の経済的・技術的負担や行政の財政的負担の軽減を図るために、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の「健全な保全」を図ったうえで「流通の促進」及び「利活用」を進め、さらに「包括的な施設の管理・運営」を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を行っている。

## (2) 旧川越織物市場整備・活用推進事務の概要

物資の集散地川越の繁栄を今に伝える旧川越織物市場（市指定文化財）は、屋根の損傷が激しかったため、仮設の覆い屋根をかけ、損傷の進行を防いでいたが、経年劣化による各部の老朽化が進んでいた。

また、同施設周辺の立門前界限は未活用の歴史的建造物や空き店舗も点在し、賑わいに欠けるエリアとなっている。

このため、隣接する旧栄養食配給所（市指定文化財）の建物を含む保存修理と外構工事を実施する必要から、平成29年度から令和5年度までの継続費を設定し、令和5年度末の完成を目指して整備工事を進めている。なお、活用方針としては、市指定文化財である両施設を公開するとともに、新たな価値を創出する活動を行う事業者を支援することにより、市民の文化の向上及び地域産業の活性化に寄与することとしており、令和4年9月29日に川越市文化創造インキュベーション施設条例を制定した。さらに、本施設が立門前界限の活性化に向けた地域との連携機能を有し、「歴史・文化を生かした新たな価値を創造するまちづくり」の拠点となるよう、歴史的地区環境整備街路（立門前線）による美装化工事を合わせて行うことで、歩いて楽しめる界限づくりを進めている。



## Ⅲ 都市基盤整備

### 1 再開発事業

#### 再開発事業区域一覧

番号	事業名	施行者	面積 (ha)	計画決定年月日	事業認可年月日	事業完了年月
1	川越駅前脇田町第一種市街地再開発事業	住宅・都市整備公団	1.1	S51. 6. 15	S53. 12. 6	S57. 7
2	川越駅東口第一種市街地再開発事業	川 越 市	1.8	S59. 6. 29	S61. 6. 20	H 3. 3

### 2 駅周辺整備事業

#### (1) 霞ヶ関駅周辺整備事業

本市の西部に位置する東武東上線霞ヶ関駅については、霞ヶ関地区の核となるような駅として駅舎の橋上化と自由通路の一体整備を行い、新たに北口を開設した。また、駅利用者だけではなく霞ヶ関地区全体の安全性と利便性の向上を図るため、北口周辺には、約 4,300 m<sup>2</sup>の駅前広場と、県道川越越生線に接続する幅員 14mのアクセス道路の整備を行い、平成 18 年に供用を開始した。今後は、駅を核とした地域の活性化と、安全で快適な住環境の実現を図るため、県道及び駅周辺の都市基盤整備に向けた調査等を進めていく。

#### (2) 本川越駅周辺地区整備事業

本川越駅と川越市駅との乗換所要時間を短縮し、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性の向上による地域の活性化を図るため、本川越駅西口の開設とともに、駅前広場及びアクセス道路の整備を行い、平成 28 年 2 月に供用を開始した。今後は、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性のさらなる向上を図るため、交差点整備に向けた検討と調整を進めていく。

#### (3) 中央通り地区整備事業

本川越駅から歴史的な町並み地区につながる中間地域において、交通渋滞の緩和、歩行者の安全確保及び土地利用の増進並びに沿道商店街の活性化を図るため、街路事業による都市計画道路中央通り線の整備と併せて、「中央通り沿道街区土地区画整理事業」を施行し、周辺の基盤整備を行った。また、中央通り沿道街区土地区画整理事業の整備効果の向上と渋滞緩和を図るため、連雀町交差点の改良整備を行った。

#### (4) 南古谷駅周辺地区整備事業

南古谷駅周辺地区の利便性、安全性の向上を図るため、駅北口開設に向け、自由通路、都市計画道路及び駅前広場整備を推進するとともに、駅周辺において、地域特性に応じたまちづくりを推進していく。

#### (5) 新河岸駅周辺地区整備事業

新河岸駅周辺地区全体の利便性の向上を図るため、東西駅前通り線、東西駅前広場を整備した。また、平成 29 年 12 月に新河岸駅自由通路及び橋上駅舎の供用を開始し、新たに新河岸駅東口を開設した。今後は、新河岸駅を中心に、地区の安全性と防災性を確保するとともに、利便性と地域のコミュニティ向上及び活性化を図るため、

地区の特性を考慮した多様で柔軟な整備手法を用いてまちづくりを進めていく。

### (6) 川越駅西口周辺地区整備事業

市民から求められる多様な機能へ対応した新たな拠点として、また川越の新たな玄関口として、平成 26 年 3 月に川越駅西口駅前広場、平成 27 年 3 月にウエスタ川越を整備し供用を開始するとともに、令和 2 年 6 月には「川越駅西口市有地利活用事業」として、官民複合施設である U PLACE がオープンした。併せて、川越駅西口駅前広場の歩行者用デッキを延伸し施設と接続することで、施設利用者等の利便性の向上及びバリアフリー化を図った。今後は、川越駅西口周辺の整備に伴い、交通需要の変化が想定されることから、交通の円滑化と安全性の向上を図るため、都市計画道路及び補助幹線道路などの都市基盤の整備を進めていく。

### (7) 笠幡駅周辺整備事業

本市の西部に位置し、乗継拠点に位置付けられている笠幡駅については、周辺住民や駅利用者の利便性・安全性の向上を図るため、平成 31 年 2 月に駅前広場等の供用を開始し、令和 2 年 3 月には駅前広場のアクセス道路と接続する主要地方道川越日高線の拡幅整備を行った。

## 3 町名地番整理事業

町名地番整理とは、町名を変更し、整然と地番を振りなおすことによって、従来の入り組んだ大字界や地番の混乱を解消し、暮らしやすいまちづくりを行う事業である。

川越市では、昭和 35 年から事業を実施し、令和 4 年 4 月 1 日現在までに約 2,644ha の区域が実施済みである。

### 町名地番整理

	新 町 名	旧 大 字 名	対象面積 (ha)	変 更 日
平成 29 年度	豊田本 3 丁目・4 丁目	豊田本、豊田新田、池辺	約 55.4	H30. 3. 5
平成 30 年度	豊田本 5 丁目	豊田本、豊田新田、藤倉	約 20.2	H31. 3. 4

※ 令和元年度以降については、町名地番整理事業の実施区域はなし。

## 4 土地区画整理事業

土地区画整理事業は土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業である。本市においても、無計画な宅地化（いわゆるスプロール現象）により生活環境が悪化している地域並びに今後悪化の予想される地域などで土地区画整理事業の推進を図った。本市では昭和38年より土地区画整理事業が行われ、これを契機に地主自らの手により住みよい町づくりをスローガンとして、各地域において相次いで事業の発足を見るとともに、市としても技術指導並びに財政的援助を行ってきた。

川越市土地区画整理事業一覧表

(令和4年4月1日現在)

地区名称	施行者	地区面積 (ha)	都市計画決定 年 月 日	事業認可 年 月 日	施行年度	換地処分公告日
川越狭山 工業開発	埼玉県知事	247.66 (全 体) 117.96 (川越分)	S37.9.14	S38.4.4	S37~41	S41.1.31
富士見	公団	214.90 (全 体) 28.70 (川越分)	S42.2.24	S48.4.21	S48~59	S55.3.28
高階第一	市	46.1	S42.3.8	S43.12.12	S43~53	S51.4.30
川越駅西口 (第1工区)	市	10.0	S45.1.10	S45.12.22	S45~52	S52.8.2
川越駅西口 (第2工区)	市	6.2	S45.1.10	S45.12.22	S45~H23	H19.2.9
川越・鶴ヶ島	公団	137.90 (全 体) 68.70 (川越分)	S51.6.25	S52.3.30	S51~H2	S61.9.30
霞ヶ関	公団	69.8	S56.1.27	S59.3.8	S58~H8	H4.3.31
中央通り 沿道街区	市	1.5	H19.3.13	H20.1.10	H19~R2	H28.3.25
藤間	組合	55.5	—	S38.8.16	S38~42	S42.8.31
藤間第二	組合	15.2	—	S41.10.26	S41~46	S46.11.30
並木	組合	8.7	—	S46.9.6	S46~52	S50.5.16
的場	組合	34.2	—	S47.1.4	S46~53	S52.2.12
並木西田	組合	9.5	—	S54.4.13	S54~60	S58.3.1
的場新町	組合	7.0	—	S56.6.26	S56~63	S61.3.4
大塚新田	組合	12.1	—	S61.11.18	S61~H6	H6.6.21
豊田新田 農住組合	個人・共同	2.3	—	H6.12.9	H6~10	H10.1.16
藤木	組合	12.0	—	H8.2.27	H7~17	H16.2.20
大塚新田第二	組合	27.9	—	H8.6.11	H8~22	H20.11.30
笠幡東前原	組合	2.5	—	H8.7.30	H8~11	H10.12.14
岸町三丁目	組合	1.7	—	H12.2.2	H11~16	H15.11.19

# IV 交通政策

## 1 市内循環バス「川越シャトル」

市内循環バス「川越シャトル」は、公共交通の不便な地域や主な公共施設等への交通手段を確保し、利用者の利便性の向上を図るため計画された路線バスである。

平成8年から東・西・南・北の4コースとして運行を開始したが、概ね5年に1度の見直しを実施しており、川越市市内循環バス検討委員会の答申をもとに、平成30年4月1日より新路線として運行を開始した。主な見直し内容としては、利用者の利便性を考慮して大型商業施設や病院敷地内へのバス停の設置やバス停間隔の短縮、新河岸駅東西駅前広場を活用した路線を設定するとともに、利用者の少ない路線を見直した。また、特別乗車証制度についても、無料で乗車できる対象者の年齢要件を見直した。

運行形態は道路運送法第4条による乗合バス方式とし、運行経費から運送収入を控除した額（赤字分）をバス事業者へ補助している。

### (1) 運行概要

(令和4年4月1日現在)

系 統	距 離 数	本 数 (平日・土休日)	運 賃 ( )内はIC利用	運行日	
10 系統 11 系統	霞ヶ関駅北口～名細市民センター～鶴ヶ島駅西口 線 霞ヶ関駅北口～いせはら団地～西後楽会館 線	6.60 km 9.90 km	18・12 20・14	180 円 (178 円) から 220 円 (220 円)	十二月二十九日から一月三日を除く毎日
20 系統 21 系統 22 系統 23 系統	川越駅西口～総合保健センター～霞ヶ関駅北口 線 川越駅西口～大塚新田～南大塚駅北口 線 川越駅西口～豊田町集会所～南大塚駅北口 線 南大塚駅北口～卸売市場～南大塚駅北口 線	9.00 km 5.40 km 6.35 km 9.10 km	11・10 20・16 6・6 5・4	180 円 (178 円) から 250 円 (242 円)	
30 系統 31 系統 32 系統 33 系統 34 系統	総合福祉センター～川越駅東口～南文化会館 線 総合福祉センター～川越駅東口～上福岡駅西口 線 総合福祉センター～川越駅東口～新河岸駅西口 線 新河岸駅西口～上福岡駅西口～寺尾折り返し場 線 新河岸駅東口～川越駅東口～川越総合高校～川越駅東口～新河岸駅東口 線	10.75 km 12.00 km 8.10 km 10.20 km 8.90 km	18・12 4・4 4・4 4・4 4・4	180 円 (178 円) から 370 円 (367 円)	
40 系統 41 系統	南古谷駅～グリーンパーク～埼玉医大 線 新河岸駅東口～南古谷駅～埼玉医大 線	6.00 km 11.80 km	22・18 8・8	180 円 (178 円) から 310 円 (305 円)	

## (2) 利用状況

(単位：人)

年度	有料	高齢者 100 円	無料	計
令和元年度	184,614	137,314	83,561	405,489 (1,182)
令和2年度	134,209	90,937	64,538	289,684 (702)
令和3年度	157,212	102,744	74,247	334,203 (633)

※ 平成30年4月1日に新路線へ移行。

また、高齢者の運賃体系を70歳以上100円・80歳以上無料から70歳以上100円・90歳以上無料に変更。

※ ( ) 内は、車いす利用者数。

## 2 デマンド型交通「かわまる」

市内の交通空白地域における市民の移動を支援し、地域の利便性を向上させるため、中心部を除いて市を3つの地区に分け、平成31年2月から地区3（霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部）、令和2年2月から地区2（高階・福原・大東・本庁の一部）、令和2年12月から地区1（芳野・古谷・南古谷・本庁の一部）において、乗り合い型のデマンド型交通「かわまる」の運行を開始した。

利用登録を行った市民を対象とし、各地区1台ずつのワゴン車両が、商業施設・医療施設・公共施設・交通結節点・地域内に設置された乗降場間を運行している。

### (1) 運賃体系

(単位：円)

分類	適用条件	運賃
大人	・中学生から69歳まで	500
子ども	・未就学児	無料
	・小学生	300
高齢者	・70歳以上	300
障害者	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳・被爆者健康手帳・指定難病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証・指定疾患医療受給者証 ・川越市小児慢性特定疾病医療受給者証 ・自立支援医療受給者証 のいずれかを所持	300
	・障害者手帳等を所持している小学生	150
	・障害者の介護者（1名もしくは2名）	300
未登録の同乗者（市外・市内いずれも）		500

### (2) 利用状況

(単位：人)

年度	一般	70歳以上	障害者等	小学生以下	計
令和元年度	425	4,218	146	136	4,925
令和2年度	647	7,062	275	257	8,241
令和3年度	737	8,744	661	241	10,383

※ 「障害者等」は、障害者、障害児、障害者の介護者の合計。

※ 「小学生以下」は、小学生と未就学児の合計。

※ 70歳以上の障害者は「70歳以上」に含まれる。

### 3 自転車シェアリング事業

中心市街地における回遊性の向上による賑わいの創出、既存公共交通機関を補完することによる観光客や市民の利便性の向上、自動車から自転車への利用転換による自動車交通量の削減等を図るため、自転車シェアリング事業を実施している。また、令和元年度より、観光客の更なる回遊性向上と地域における多様な移動手段確保のため、地域核となる駅を中心に、中心市街地以外でも展開している。

#### (1) 利用料金

15分あたり：60円（1日上限料金：1,000円）※令和4年3月31日時点

#### (2) 利用状況

年度	利用回数（回）	サイクルステーション数（箇所） （民間ステーションを含む）	現金対応窓口 （箇所）
令和元年度	86,752	30	2
令和2年度	85,721	47	2
令和3年度	131,100	52	2

# V 都市公園

## 1 都市計画決定公園

番号	名 称		所在地	種別	
	番号	名前			ふりがな
1	2・2・01	氷川公園	ひかわこうえん	宮下町1丁目11-9	街区
2	2・2・02	南台かすみ公園	みなみだいかすみこうえん	南台2丁目10	街区
3	2・2・03	南台ふじみ公園	みなみだいふじみこうえん	南台3丁目5	街区
4	2・2・04	清水町公園	しみずちょうこうえん	清水町3-3	街区
5	2・2・05	熊野町公園	くまのちょうこうえん	熊野町11-1	街区
6	2・2・06	霞ヶ関東第一公園	かすみがせきひがしだいいちこうえん	霞ヶ関東3丁目7-1	街区
7	2・2・07	霞ヶ関東第二公園	かすみがせきひがしだいにこうえん	霞ヶ関東4丁目15-1	街区
8	2・2・08	霞ヶ関東第三公園	かすみがせきひがしだいさんこうえん	霞ヶ関東4丁目21-1	街区
9	2・2・09	霞ヶ関東第四公園	かすみがせきひがしだいよんこうえん	霞ヶ関東5丁目21	街区
10	2・2・10	霞ヶ関東第五公園	かすみがせきひがしだいごこうえん	霞ヶ関東5丁目12-1	街区
11	2・2・11	水久保第一公園	みずくぼだいいちこうえん	かすみ野1丁目10	街区
12	2・2・12	水久保第二公園	みずくぼだいにこうえん	かすみ野2丁目13	街区
13	2・2・13	水久保第三公園	みずくぼだいさんこうえん	かすみ野3丁目6	街区
14	2・2・14	水久保第四公園	みずくぼだいよんこうえん	かすみ野1丁目25	街区
15	2・2・15	水久保第五公園	みずくぼだいごこうえん	かすみ野3丁目21	街区
16	2・2・16	水久保第六公園	みずくぼだいろくこうえん	大字笠幡字水久保85-251	街区
17	2・2・17	水久保第七公園	みずくぼだいななこうえん	大字笠幡字水久保85-249	街区
18	2・2・18	藤原町第一公園	ふじわらちょうだいいちこうえん	藤原町15-4	街区
19	2・2・19	藤原町第二公園	ふじわらちょうだいにこうえん	藤原町18-6	街区
20	2・2・20	吉田公園	よしだこうえん	大字吉田字堤内631-1	街区



(令和4年4月1日現在)

地区	区域	当初計画決定 最終計画変更		当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (ha)	公告年月日	面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	0.15	S26.11.9 H23.10.12	4,700 1,495	S51.11.20 H24.3.31	S31.10.15 H24.3.31	
大東	A	0.31	S42.1.18 S52.11.28	3,151	S51.11.20	S42.4.1	
大東	A	0.53	S42.1.18 S52.11.28	5,399	S51.11.20	S42.4.1	
高階	A	0.13	S52.11.28	1,314	S51.11.20	S43.4.1	
高階	A	0.15	S52.11.28	1,485 1,401	S51.11.20 H7.3.31	S43.4.1 —	
霞北	A	0.05	S52.11.28	538 539	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞北	A	0.07	S52.11.28	693 693	S51.11.20 H7.3.31	S45.1.13 —	
霞北	A	0.12	S52.11.28	1,150 1,151	S51.11.20 H14.3.29	S45.1.13 H14.4.1	
霞北	A	0.10	S52.11.28	1,037 1,038	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞北	A	0.08	S52.11.28	784 785	S51.11.20 —	S45.1.13 (H16.3.31)	
霞関	A	0.42	S52.11.28	4,213 4,211	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.25	S52.11.28	2,537 2,539	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.09	S52.11.28	868	S51.11.20	S47.7.26	
霞関	A	0.09	S52.11.28	869	S51.11.20	S47.7.26	
霞関	A	0.10	S52.11.28	955 954	S51.11.20 —	S47.7.26 (H16.3.31)	
霞関	A	0.09	S52.11.28	865 863	S51.11.20 —	S47.11.14 (H16.3.31)	
霞関	A	0.12	S52.11.28	1,198 1,199	S51.11.20 —	S47.11.14 (H16.3.31)	
高階	A	0.26	S52.11.28	2,641 2,375	S51.11.20 —	S48.4.24 (H16.3.31)	
高階	A	0.15	S52.11.28	1,931 1,925	S51.11.20 H25.3.29	S48.4.24 H25.3.29	
名細	(C)	0.16	S52.11.28	1,783 1,775	S54.5.16 —	S53.3.25 (H16.3.31)	一部河川区域

番号	名 称		所在地	種 別
	番 号	名 前 ふ り が な		
21	2・2・21	稲荷町公園 いなりちょうこうえん	稲荷町9-2	街区
22	2・2・22	並木新町公園 なみきしんまちこうえん	並木新町15	街区
23	2・2・23	脇田本町公園 わきたほんちょうこうえん	脇田本町11-32	街区
24	2・2・24	的場たぬき山公園 まとばたぬきやまこうえん	的場1丁目19	街区
25	2・2・25	的場原公園 まとばはらこうえん	的場2丁目17	街区
26	2・2・26	的場若宮公園 まとばわかみやこうえん	的場1丁目9-1	街区
27	2・2・27	鯨井新田公園 くじらいしんでんこうえん	吉田新町3丁目19	街区
28	2・2・28	上郷公園 かみごうこうえん	吉田新町3丁目7	街区
29	2・2・29	稲荷公園 いなりこうえん	吉田新町2丁目6-1	街区
30	2・2・30	下丹草公園 しもたんぞうこうえん	川鶴1丁目17-1	街区
31	2・2・31	上丹草公園 かみたんぞうこうえん	川鶴3丁目5	街区
32	2・2・32	白山西原公園 はくさんにしはらこうえん	大字小堤字白山西原748-1	街区
33	2・2・33	氷川町公園 ひかわちょうこうえん	氷川町78、79-2	街区
34	3・3・01	笠幡公園 かさはたこうえん	川鶴2丁目7	近隣
35	4・4・01	御伊勢塚公園 おいせづかこうえん	伊勢原町3丁目3	地区
36	5・5・01	川越（水上）公園 かわごえ（すいじょう）こうえん	大字池辺880	総合
		川越（水上）公園（2次区域） かわごえ（すいじょう）こうえん	大字池辺880	都緑
37	5・4・02	なぐわし公園 なぐわしこうえん	大字鯨井1216	総合
38	6・4・01	初雁公園 はつかりこうえん	郭町2丁目13-1	運動
39	6・5・02	川越運動公園 かわごえうんどうこうえん	大字下老袋字清蔵野388-1	運動
40	1	竹野緑地 たけのりよくち	大字竹野18	緩衝
計				

地区	区域	当初計画決定 最終計画変更		当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (ha)	公告年月日	面積 (㎡)	公告年月日		
高階	A	0.09	S52.11.28	886 772	S51.11.20 —	S43.4.1 (H16.3.31)	
南古	A	0.30	S52.11.28	3,009 3,012	S59.3.31 —	S59.4.1 (H16.3.31)	
本庁	A	0.06	S52.11.28	617	S59.3.31	S59.4.1	
霞関	A	0.39	S52.11.28	3,918 3,920	S59.3.31 —	S59.4.1 (H16.3.31)	
霞関	A	0.37	S52.11.28	3,686 3,688	S59.3.31 —	S59.4.1 (H16.3.31)	
霞関	A	0.20	S52.11.28	2,003	S59.3.31	S59.4.1	
名細	A	0.28	S54.12.10	2,798 2,800	S62.3.31 —	S62.4.1 (H16.3.31)	
名細	A	0.26	S54.12.10	2,600 2,601	S62.3.31 —	S62.4.1 (H16.3.31)	
名細	A	0.27	S54.12.10	2,743 3,012	S62.3.31 —	S62.4.1 (R3.3.31)	一部借地
霞関	A	0.27	S54.12.10	2,750 2,976	S62.3.31 —	S62.4.1 (R3.3.31)	一部借地
霞関	A	0.25	S54.12.10	2,499 2,501	S62.3.31 —	S62.4.1 (H16.3.31)	
名細	C	0.07	S58.8.19	659 659	S59.3.31 H7.3.31	S59.4.1 —	
本庁	A	0.32	H23.10.12	3,216	H25.3.29	H25.3.29	
霞関	A	2.20	S54.12.25	21,859 21,860	S59.3.31 —	S59.4.1 (H16.3.31)	
霞北	A	4.40	S62.11.17	44,220	H2.7.18	H2.8.1	
大東	C	28.40	S59.3.16	284,000	S63.7.2	S63.7.2	
		44.60	H3.12.27	396,000	H17.3.31	H17.3.31	
名細	I	8.30	H20.9.5	20,891 53,698	H24.8.1 H28.3.31	H24.8.1 (H28.3.31)	
本庁	A	4.80	S26.11.9 S52.11.22	44,854 44,757	S51.11.20 H25.3.29	S31.10.25 (H25.3.29)	一部借地
古谷	I	13.50	S59.1.17	51,000 135,000	H4.9.25 H13.3.31	H4.10.1 H13.4.1	
名細	G	1.20	S55.9.19	11,526 11,522	S59.3.31 —	S59.4.1 (H16.3.31)	
		85.55		773,378			

## 2 都市計画未決定公園

番号	名 称		所 在 地	種 別
	名 前	ふ り が な		
1	喜多院公園	きたいんこうえん	小仙波町1丁目20-6	街区
2	赤間川公園	あかまがわこうえん	末広町3丁目3-8	街区
3	上久保公園	かみくぼこうえん	南大塚5丁目4-2	街区
4	霞ヶ関北第二公園	かすみがせききただいにこうえん	霞ヶ関北6丁目21-8	街区
5	砂新田公園	すなしんでんこうえん	砂新田2丁目13	街区
6	宮元町公園	みやもとちょうこうえん	宮元町10-10	街区
7	芳野台北公園	よしのだいきたこうえん	芳野台1丁目103-71	街区
8	浮島公園	うきしまこうえん	久保町17-1	街区
9	笠幡台公園	かさばただいこうえん	大字笠幡字大笠2735-10	街区
10	桜堤公園	さくらづつみこうえん	大字南田島字入合2503-43	街区
11	緑ヶ丘公園	みどりがおかこうえん	南大塚5丁目13-1	街区
12	並木北田第一公園	なみききただいいちこうえん	大字並木字北田94-18	街区
13	並木北田第二公園	なみききただいにこうえん	大字並木字北田13-72	街区
14	霞ヶ関北第一公園	かすみがせききただいいちこうえん	霞ヶ関北3丁目19-1	街区
15	平野公園	ひらのこうえん	中台3丁目5-4	街区
16	富士見五反町公園	ふじみごたんまちこうえん	広谷新町16-2	街区
17	富士見六地藏公園	ふじみろくじぞうこうえん	広谷新町41-4	街区
18	山伝公園	さんでんこうえん	大字笠幡字山伝156-8	街区
19	岸町公園	きしまちこうえん	岸町3丁目26-45	街区
20	番匠屋敷公園	ばんしょうやしきこうえん	豊田町1丁目6-7	街区
21	みよしの公園	みよしのこうえん	大字吉田字堤内685-1	街区
22	あおい公園	あおいこうえん	上戸新町36-5	街区
23	諏訪町公園	すわちょうこうえん	諏訪町12-11	街区
24	歌声の杜公園	うたごえのもりこうえん	砂新田1丁目15	街区
25	的場台公園	まとばだいこうえん	大字的場字台910-3	街区

(令和4年4月1日現在)

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	1,985	S51. 11. 20	S47. 8. 1	全域借地
本庁	A	751	S51. 11. 20	S48. 9. 15	全域借地
大東	A	664 660	S51. 11. 20 H23. 3. 31	S48. 2. 12 (H23. 3. 31)	
霞北	A	813 816	S51. 11. 20 —	S49. 2. 14 (H16. 3. 31)	
高階	A	1,852	S54. 12. 22	S54. 12. 1	
本庁	A	1,388	S54. 5. 16	S54. 4. 3	全域借地
芳野	G	9,008 8,997	S56. 8. 29 —	S56. 9. 1 (H16. 3. 31)	
本庁	A	2,358 1,263	S59. 3. 31 H30. 3. 30	S59. 4. 1 (H30. 3. 30)	全域借地
霞関	G	507	S59. 3. 31 H17. 3. 31	S59. 4. 1	
南古	C	396 651	S59. 3. 31 H18. 3. 31	S59. 4. 1 H18. 3. 31	
大東	A	330 334	S59. 3. 31 H23. 3. 31	S59. 4. 1 (H23. 3. 31)	
南古	A	241 243	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
南古	A	202 201	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
霞北	A	302 302	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
福原	A	535 539	S59. 3. 31 H17. 3. 31	S59. 4. 1 —	
名細	A	681 677	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	2,611 3,264	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	一部借地
霞関	A	238 238	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
本庁	A	130 131	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
大東	A	728 731	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	5,149 5,149	S59. 3. 31 H19. 3. 30	S59. 4. 1 H19. 3. 31	一部河川区域
名細	A	2,620 3,050	S59. 3. 31 H26. 3. 4	S59. 4. 1 H26. 3. 4	
高階	A	504 346	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H16. 3. 31)	
高階	A	4,519 4,503	S59. 3. 31 —	S59. 4. 1 (H15. 4. 1)	
霞関	A	2,272 2,233	S59. 3. 31 H15. 3. 31	S59. 4. 1 H15. 4. 1	全域道路占用

番号	名 称		所 在 地	種 別
	名 前	ふ り が な		
26	南田島北田公園	みなみたじまきただこうえん	大字南田島字北田 583-3	街区
27	西山公園	にしやまこうえん	大字笠幡字西山 4021-2	街区
28	滝ノ下公園	たきのしたこうえん	大字大仙波字滝ノ下 1277-1	街区
29	今福武蔵野第三公園	いまふくむさしのだいさんこうえん	中台1丁目9-3	街区
30	今福武蔵野第一公園	いまふくむさしのだいいちこうえん	中台元町2丁目10-28	街区
31	江遠島公園	えとうじまこうえん	大字古谷上字江遠島 6083-6	街区
32	並木西町公園	なみきにしまちこうえん	並木西町16	街区
33	中台第一公園	なかだいだいいちこうえん	中台2丁目10-16	街区
34	西裏公園	にしうらこうえん	大字小ヶ谷字西裏 253-1 地先	街区
35	西堤公園	にしづつみこうえん	大字南田島字堤外 2045-6	街区
36	旭町第一公園	あさひちょうだいいちこうえん	旭町2丁目8-7	街区
37	男塚公園	おとこづかこうえん	大字木野目字江川 1877	街区
38	今福武蔵野第二公園	いまふくむさしのだいにこうえん	中台元町2丁目4-8	街区
39	的場新町公園	まとばしんまちこうえん	的場新町4-2	街区
40	春日第一公園	かすがだいいちこうえん	大字小堤字春日 62-272	街区
41	春日第二公園	かすがだいにこうえん	大字小堤字春日 62-275	街区
42	春日第三公園	かすがだいさんこうえん	大字小堤字春日 62-8	街区
43	春日第四公園	かすがだいやんこうえん	大字小堤字春日 62-7	街区
44	濯紫公園	たくしこうえん	喜多町8-10	街区
45	おなぼり山公園	おなぼりやまこうえん	伊勢原町1丁目10	街区
46	かすみ野公園	かすみのこうえん	伊勢原町2丁目20	街区
47	田神公園	たがみこうえん	大字笠幡字東田神 4688	街区
48	芳野台第一公園	よしのだいだいいちこうえん	芳野台1丁目103-56	街区
49	芳野台第二公園	よしのだいだいにこうえん	芳野台1丁目103-42	街区
50	小ヶ谷公園	おがやこうえん	大字小ヶ谷字堤内 673 地先	街区
51	弁天公園	べんてんこうえん	大字的場字弁天 1425-1	街区
52	松郷公園	まつごうこうえん	問屋町12-1	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
南古	G	1,772 2,273	S59. 3.31 H11. 3.31	S59. 4. 1 H11. 4. 1	一部道路占用
霞関	(C)	1,497 1,497	S59. 3.31 H 7. 3.31	S59. 4. 1 —	
本庁	I	3,315 3,426	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H15. 4. 1)	
福原	A	296 295	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	A	96 96	S59. 3.31 H 7. 3.31	S59. 4. 1 —	
古谷	C	3,842 3,847	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
南古	A	2,849 2,850	S59. 3.31 —	S59. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	G	115 116	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	
本庁	(C)	1,955 1,956	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	河川区域
南古	<G>	861	S62. 3.31	S62. 4. 1	
本庁	A	944 941	S62. 3.31 H16. 3.30	S62. 4. 1 H16. 3.31	
南古	I	820 822	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	
福原	A	144 144	S63. 3.31 H 7. 3.31	S57. 7. 9 —	
霞北	A	2,114	H 1. 2.17	H 1. 2.17	
名細	A	998 997	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
名細	A	701	H 1. 4.11	H 1. 4. 1	
名細	A	685 688	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
名細	A	88	H 1. 4.11	H 1. 4. 1	
本庁	A	433 3,803	H 1. 5.29 —	H 1. 6. 1 (H16. 3.31)	
霞北	A	2,500	H 2. 7.18	H 2. 8. 1	
霞北	A	2,500	H 2. 7.18	H 2. 8. 1	
霞関	C	587 1,091 1,057	H 3. 6. 3 — —	H 3. 6. 1 (H16. 3.31) (R3. 3.31)	一部借地
芳野	G	1,500 1,499	S56. 8.29 —	S56. 9. 1 (H16. 3.31)	
芳野	G	2,628 2,450	S56. 8.29 —	S56. 9. 1 (H15. 4. 1)	
本庁	I	3,511 2,661	S59. 3.31 H15. 3.31	S59. 4. 1 H15. 4. 1	河川区域
霞関	A	2,396 2,391	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	
本庁	I	3,605 3,607	H 1. 4.11 —	H 1. 4. 1 (H16. 3.31)	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
53	明神淵公園	みょうじんぶちこうえん	大字的場字明神淵 3032 地先	街区
54	伊勢原第一公園	いせはらだいいちこうえん	伊勢原町 1 丁目 22	街区
55	伊勢原第二公園	いせはらだいにこうえん	伊勢原町 1 丁目 14	街区
56	伊勢原第三公園	いせはらだいさんこうえん	伊勢原町 1 丁目 1	街区
57	伊勢原第四公園	いせはらだいやんこうえん	伊勢原町 2 丁目 3	街区
58	やえがき公園	やえがきこうえん	大字小堤字夜幣賀伎 297-1	街区
59	南之台公園	みなみのだいこうえん	大字砂新田字南之台 381-2	街区
60	砂新田武蔵野公園	すなしんでんむさしのこうえん	大字砂新田字武蔵野元大仙波分 1764-2	街区
61	石原町公園	いしわらまちこうえん	石原町 1 丁目 27-8	街区
62	前原公園	まえはらこうえん	大字笠幡字東前原 61-33	街区
63	新田第一公園	しんでんだいいちこうえん	大字笠幡字新田 2708-13	街区
64	よつや公園	よつやこうえん	四都野台 4-5	街区
65	すぎなみ公園	すぎなみこうえん	四都野台 20	街区
66	春日第五公園	かすがだいがこうえん	大字小堤字春日 152-20	街区
67	上野田町公園	かみのだまちこうえん	上野田町 17-14	街区
68	諏訪前公園	すわまえこうえん	大字藤間字諏訪前 392-12	街区
69	ひかんした公園	ひかんしたこうえん	大字的場字飛樋下 1590-3	街区
70	小仙波町公園	こせんばまちこうえん	小仙波町 2 丁目 44-70	街区
71	並木大クス公園	なみきおおくすこうえん	大字並木字中田 267-2	街区
72	天王公園	てんのうこうえん	大字上戸 141	街区
73	中耕地公園	なかごうちこうえん	豊田町 2 丁目 20-11	街区
74	大町公園	おおまちこうえん	大字笠幡字東前原 55-17	街区
75	西原公園	にしはらこうえん	大字鯨井字西原 1515	街区
76	府川公園	ふかわこうえん	大字府川字東府川 1333-57	街区
77	中台第二公園	なかだいだいにこうえん	むさし野南 11-10	街区
78	富士見町公園	ふじみちょうこうえん	富士見町 28-1	街区
79	霞ヶ関東第六公園	かすみがせきひがしだいろうくこうえん	霞ヶ関東 5 丁目 7-5	街区



地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	(C)	3,323 3,414	H 1. 5. 23 —	H 1. 5. 1 (H15. 4. 1)	河川区域
霞北	A	312	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	521	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	562	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
霞北	A	534	H 2. 7. 18	H 2. 8. 1	
名細	<I>	1,602 1,565	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	
高階	A	1,542 1,616	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	全域借地
高階	A	165 165	H 6. 4. 1 H 7. 3. 31	H 6. 4. 1 —	
本庁	A	108	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1	
霞関	A	209	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1	
霞関	I	250	H 6. 4. 1 H20. 3. 31	H 6. 4. 1	
大東	A	2,623 2,625	H 6. 7. 1 —	H 6. 7. 1 (H16. 3. 31)	
大東	A	1,300	H 6. 7. 1	H 6. 7. 1	
名細	(C)	2,040 1,986	H 6. 4. 1 —	H 6. 4. 1 (H15. 4. 1)	河川区域
本庁	A	131	H 7. 7. 1	H 7. 7. 1	
高階	A	166	H 7. 7. 1	H 7. 7. 1	
霞関	A	570 571	H 7. 7. 1 —	H 7. 7. 1 (H16. 3. 31)	
本庁	A	160	H 8. 3. 29	H 8. 4. 1	
南古	G	813 812	H 9. 3. 31 —	H 9. 4. 1 (H16. 3. 31)	
名細	A	2,358 2,434	H 9. 4. 18 —	H 9. 4. 19 (H15. 4. 1)	全域借地
大東	G	730	H10. 3. 31	H10. 4. 1	
霞関	A	1,000	H11. 3. 31	H11. 4. 1	
名細	A	2,127 2,421	H12. 3. 31 H23. 3. 31	H12. 4. 1 H23. 3. 31	一部借地
山田	I	142	H12. 3. 31	H12. 4. 1	
福原	A	267 273	H12. 3. 31 —	H12. 4. 1 (H18. 3. 31)	
本庁	A	971 968	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H18. 3. 31)	全域借地
霞北	A	726 727	H13. 3. 30 —	H13. 4. 1 (H16. 3. 31)	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
80	霞ヶ関北第三公園	かすみがせききただいさんこうえん	霞ヶ関北5丁目21-1	街区
81	八口公園	やつくちこうえん	大字寺山字八口134-7	街区
82	新宿町公園	あらじゆくまちこうえん	新宿町5丁目4-6	街区
83	下広谷南公園	しもひろやみなみこうえん	大字下広谷字大前1066-1	街区
84	往還上公園	おうかんうえこうえん	大字下広谷字往還上447-1	街区
85	中台第三公園	なかだいだいさんこうえん	南大塚6丁目12-23	街区
86	向ノ原公園	むこうのはらこうえん	南大塚6丁目12-13	街区
87	南久我原公園	みなみくがはらこうえん	大字古市場字南久我原407	街区
88	石橋公園	いしばしこうえん	大字菅間字石橋32-23	街区
89	萱場第一公園	かやばだいいちこうえん	南大塚6丁目26-25	街区
90	萱場第二公園	かやばだいにこうえん	南大塚6丁目23-20	街区
91	南田公園	みなみだこうえん	大字並木字南田822-7	街区
92	六角公園	ろっかくこうえん	大字木野目字六角1291-6	街区
93	旭町第二公園	あさひちょうだいにこうえん	旭町3丁目5-4	街区
94	寺尾後原公園	てらおせどはらこうえん	大字寺尾字後原275-6	街区
95	木染公園	きぞめこうえん	大字府川字木染59	街区
96	藤木町第一公園	ふじきちょうだいいちこうえん	藤木町1-1	街区
97	藤木町第二公園	ふじきちょうだいにこうえん	藤木町16-2	街区
98	藤木町第三公園	ふじきちょうだいさんこうえん	藤木町25-4	街区
99	中台第四公園	なかだいだいよんこうえん	中台2丁目12-21	街区
100	川端公園	かわばたこうえん	大字砂字川端186-13	街区
101	霞ヶ関北花の丘公園	かすみがせききたはなのおかこうえん	霞ヶ関北2丁目32-1	街区
102	みなみや公園	みなみやこうえん	岸町3丁目40-20	街区
103	青葉台公園	あおばだいくわん	大字砂新田(元南田島分)字武蔵野2554-2	街区
104	日東町公園	にっとうちょうこうえん	日東町24-2	街区
105	泉町公園	いずみちょうこうえん	泉町1-17	街区
106	新道公園	しんみちこうえん	大字今福字新道520-34	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年 月 日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞北	A	1,785 1,787	H13. 3.30 —	H13. 4. 1 (H16. 3.31)	
山田	I	104	H13. 3.30	H13. 4. 1	
本庁	A	772 793	H14. 3.29 —	H14. 4. 1 (H16. 3.31)	全域借地
名細	C	2,231	H14. 3.29 H17. 3.31	H14. 4. 1	一部借地
名細	I	247	H14. 3.29	H14. 4. 1	
福原	<G>	170	H14. 3.29	H14. 4. 1	
大東	<G>	80	H14. 3.29	H14. 4. 1	
南古	I	1,611	H15. 3.31	H15. 4. 1	全域借地
芳野	I	132	H15. 3.31	H15. 4. 1	
大東	A	186	H15. 3.31	H15. 4. 1	
大東	A	180	H15. 3.31	H15. 4. 1	
南古	A	134	H15. 3.31	H15. 4. 1	
南古	A	112	H15. 3.31	H15. 4. 1	
本庁	A	687	H16. 3.30	H16. 3.31	一部借地
高階	A	952	H16. 3.30	H16. 3.31	一部借地
山田	I	927 933	H16. 3.30 —	H16. 3.31 (H18. 3.31)	
南古	<G>	2,078	H16. 3.30	H16. 3.31	
南古	A	1,068	H16. 3.30	H16. 3.31	
南古	A	1,089	H16. 3.30	H16. 3.31	
福原	G	244	H16. 3.30	H16. 3.31	
高階	A	145	H16. 3.30	H16. 3.31	
霞北	A	3,377 3,378	H16. 5.19 —	H16. 5.22 (H19. 3.31)	全域下水占用
本庁	A	996	H16. 5.19	H16. 5.22	
高階	A	1,661	H17. 3.30	H17. 3.31	
大東	I	561	H17. 3.30	H17. 3.31	
南古	A	847	H17. 3.30	H17. 3.31	
福原	I	118	H17. 3.30	H17. 3.31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
107	前若宮第二公園	まえわかみやだいにこうえん	大字的場字前若宮 565-19	街区
108	南田島西田公園	みなみたじまにしだこうえん	大字南田島字西田 220-3	街区
109	あさやま公園	あさやまこうえん	砂新田 1 丁目 7-26	街区
110	牛塚公園	うしづかこうえん	大字的場字牛塚 2470-8	街区
111	大仙波新田武蔵野公園	おおせんばしんでんむさしのこうえん	中台 1 丁目 3-11	街区
112	平野第二公園	ひらのだいにこうえん	大字今福字北平野 1104-24	街区
113	大袋新田山城上公園	おおふくろしんでんやましろかみこうえん	大字大袋新田字山城上 1015-17	街区
114	脇田新町公園	わきたしんまちこうえん	脇田新町 18-4	街区
115	石原町第二公園	いしはらまちだいにこうえん	石原町 2 丁目 37-1	街区
116	御野立の森公園	おのたちのもりこうえん	旭町 1 丁目 2-45	街区
117	おおばけうえ公園	おおばけうえこうえん	大字下赤坂字大塚上(元南大塚分) 1860-2	街区
118	下広谷健康ふれあいの森	しもひろやけんこうふれあいのもり	大字下広谷字古海道 875-1	街区
119	柳原公園	やなぎはらこうえん	大字古谷本郷下組字柳原 1610-16	街区
120	前田第一公園	まえだだいいちこうえん	大字久下戸字前田 3306-37	街区
121	今福武蔵野第四公園	いまふくむさしのだいやんこうえん	中台 1 丁目 10-20	街区
122	下二階公園	しもにかいこうえん	藤倉 2 丁目 5-26	街区
123	花見堂公園	はなみどうこうえん	大字鯨井字花見堂 1759-7	街区
124	中ツ敷島第一公園	なかつしきしまだいいちこうえん	大字小堤字中ツ敷島 599-19	街区
125	寺林公園	てらばやしこうえん	大字下広谷字寺林 900-91	街区
126	子ノ神前公園	ねのがみまえこうえん	大字下広谷字子ノ神前 1128-38	街区
127	鯨井後公園	くじらいうしろこうえん	大字鯨井字後 1115-29	街区
128	月吉町公園	つきよしまちこうえん	月吉町 16-15	街区
129	菅間西浦公園	すがまにしうらこうえん	大字菅間字西浦 650-3	街区
130	前田第二公園	まえだだいにこうえん	大字久下戸字前田 3195-19	街区
131	桑原公園	くわはらこうえん	大字砂字桑原 716-16	街区
132	前畑公園	まえはたこうえん	大字大袋字前畑 190-1	街区
133	萱場第三公園	かやばだいさんこうえん	南大塚 6 丁目 36-15	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	A	110	H17. 3. 30	H17. 3. 31	
南古	I	1,312 1,313	H18. 3. 30 —	H18. 3. 31 (H19. 3. 31)	
高階	A	600	H18. 3. 30	H18. 3. 31	一部借地
霞関	A	520	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
本庁	A	184 185	H18. 3. 30 —	H18. 3. 31 (H19. 3. 31)	
福原	(C)	310	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
大東	A	118	H18. 3. 30	H18. 3. 31	
本庁	A	1,863	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
本庁	A	2,653 910	H19. 3. 30 H28. 3. 31	H19. 3. 31 (H28. 3. 31)	全域借地
本庁	A	600	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
福原	I	3,266 3,278	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
名細	I	6,841	H19. 3. 30	H19. 3. 31	全域借地
古谷	I	1,032 1,033	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
南古	I	109	H19. 3. 30 H20. 3. 31	H19. 3. 31	
福原	A	134	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
大東	I	132 133	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
名細	I	108	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	I	129	H19. 3. 30 H20. 3. 31	H19. 3. 31	
名細	C	127	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	C	126	H19. 3. 30	H19. 3. 31	
名細	I	247 246	H19. 3. 30 —	H19. 3. 31	
本庁	A	347	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
芳野	I	110	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
南古	I	103	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
高階	A	139 61	H20. 3. 31 H27. 3. 27	H20. 3. 31 (H27. 3. 27)	
大東	I	238	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
大東	C	100	H20. 3. 31	H20. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
134	石川公園	いしかわこうえん	大字笠幡字石川 753-1	街区
135	中通公園	なかどおりこうえん	大字笠幡字中通 1578-9	街区
136	笠丹草公園	かさたんぞうこうえん	大字笠幡字笠丹草 1843-41	街区
137	入公園	いりこうえん	大字笠幡字入 1930-103	街区
138	半沢公園	はんざわこうえん	大字笠幡字半沢 2401-28	街区
139	新田第二公園	しんでんだいにこうえん	大字笠幡字新田 2716-58	街区
140	中道公園	なかみちこうえん	大字天沼新田字西中道 164-127	街区
141	中ツ敷島第二公園	なかつしきしまだいにこうえん	大字小堤字中ツ敷島 604-7	街区
142	里正久保公園	りしょうくぼこうえん	大字小堤字里正久保 632-19	街区
143	稲荷窪公園	いなりくぼこうえん	大塚新町 4	街区
144	鶴野公園	つるのこうえん	大塚新町 9	街区
145	鶴塚公園	つるづかこうえん	大塚新町 49	街区
146	旭野公園	あさひのこうえん	大塚新町 54	街区
147	東山公園	ひがしやまこうえん	大塚新町 57-3	街区
148	大塚新町公園	おおつかしんまちこうえん	大塚新町 17-5	街区
149	小室明の前公園	こむろあけのまえこうえん	大字小室字明の前 224-7	街区
150	鴨田中居田町公園	かもだなかいだまちこうえん	大字鴨田字中居田町 600-9	街区
151	渋井街道端公園	しぶいかいどうばたこうえん	大字渋井字街道端 890-19	街区
152	寺尾田成公園	てらおたなりこうえん	大字寺尾字田成 813-2	街区
153	中福赤峯公園	なかふくあかみねこうえん	大字中福字赤峯 28-39	街区
154	安比奈新田下ノ瀬戸公園	あいなしんでんしものせとこうえん	大字安比奈新田字下ノ瀬戸 131-26	街区
155	笠幡東脇公園	かさはたひがしわきこうえん	大字笠幡字東脇 762-5	街区
156	笠幡西芳地戸公園	かさはたにしほうじどこうえん	大字笠幡字西芳地戸 865-16	街区
157	笠幡笠丹草第二公園	かさはたかさたんぞうだいにこうえん	大字笠幡字笠丹草 1865-3	街区
158	笠幡久保公園	かさはたくぼこうえん	大字笠幡字久保 2556-16	街区
159	笠幡宿ヶ谷戸公園	かさはたやどかやとこうえん	大字笠幡字宿ヶ谷戸 3252-9	街区
160	笠幡後口公園	かさはたうしろくちこうえん	大字笠幡字後口 4084-8	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	I	120	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	244	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	281	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	227	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	169	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
霞関	I	147	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	686	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	176	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
名細	I	115	H20. 3. 31	H20. 3. 31	
大東	A	1,170	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	398	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	974	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	1,384	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	1,596	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
大東	A	4,350	H20. 8. 1	H20. 8. 1	
本庁	I	169	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
芳野	I	182	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
南古	I	181	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
高階	C	118	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
福原	I	295	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	140	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	193	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	197	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	120	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	107	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	291	H21. 3. 31	H21. 3. 31	
霞関	I	359	H21. 3. 31	H21. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
161	広栄町公園	こうえいちょうこうえん	広栄町 23-4	街区
162	鴨田渚ノ上町公園	かもだふちのうえまちこうえん	芳野台 3 丁目 3-4	街区
163	笠幡東脇第二公園	かさはたひがしわきだいにこうえん	大字笠幡字東脇 1023-6	街区
164	笠幡久保第二公園	かさはたくぼだいにこうえん	大字笠幡字久保 2552-19	街区
165	下広谷古海道公園	しもひろやふるかいどうこうえん	大字下広谷字古海道 857-4	街区
166	城下町公園	しろしたまちこうえん	城下町 44-1	街区
167	牛子河原町公園	うしこかわらまちこうえん	大字牛子字河原町 98-32	街区
168	久下戸前田第三公園	くげどまえだだいさんこうえん	大字久下戸字前田 3114-16	街区
169	今福武蔵野第五公園	いまふくむさしのだいごこうえん	大字今福字武蔵野 1645-9	街区
170	今福萱野公園	いまふくかやのこうえん	大字今福字萱野 897-17	街区
171	かし野台公園	かしのだいこうえん	かし野台 1 丁目 12-50	街区
172	笠幡上新町公園	かさはたかみしんまちこうえん	大字笠幡字上新町 1650-57	街区
173	笠幡中西公園	かさはたなかにしこうえん	大字笠幡字中西 2441-71	街区
174	下広谷在家公園	しもひろやざいけこうえん	大字下広谷字在家 438-21	街区
175	下広谷古海道第二公園	しもひろやふるかいどうだいにこうえん	大字下広谷字古海道 852-9	街区
176	鯨井菅ノ谷公園	くじらいすがのやこうえん	大字鯨井字菅ノ谷 507-16	街区
177	南山田公園	みなみやまだこうえん	大字山田字東町 1779-1	街区
178	石田八ツ島町公園	いしだやつしままちこうえん	大字石田字八ツ島町 181-12	街区
179	新宿町第二公園	あらじゆくまちだいにこうえん	新宿町 5 丁目 13-76	街区
180	東田町第一公園	ひがしたまちだいいちこうえん	東田町 4-98	街区
181	鴨田中居田町第二公園	かもだなかいだまちだいにこうえん	大字鴨田字中居田町 541-7	街区
182	古谷上堤外公園	ふるやかみていがいこうえん	大字古谷上字堤外 5557-1	街区
183	牛子東町第二公園	うしこひがしまちだいにこうえん	大字牛子字東町 315-23	街区
184	萱沼上荻野公園	かいぬまかみおぎのこうえん	大字萱沼字上荻野 2294-16	街区
185	萱沼観音坂第一公園	かいぬまかんのんざかだいいちこうえん	大字萱沼字観音坂 2657-4	街区
186	久下戸前田第四公園	くげどまえだだいやんこうえん	大字久下戸字前田 3479-13	街区



地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	A	645	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
芳野	I	5,962	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
霞関	I	122	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
霞関	I	111	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
名細	I	203	H22. 3. 31	H22. 3. 31	
本庁	A	477	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
南谷	I	274	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
南古	I	126	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
福原	I	157	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
福原	I	167	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
大東	I	152	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
霞関	I	123	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
霞関	I	201	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	140	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	242	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
名細	I	105	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
山田	A	2,399	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
山田	I	140	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
本庁	A	250	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
本庁	A	332	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
芳野	I	145	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
古谷	I	143	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	181	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	104	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	155	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
南古	I	147	H24. 3. 31	H24. 3. 31	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
187	古市場柳坪公園	ふるいちばやなぎつぼこうえん	大字古市場字柳坪 573-16	街区
188	下松原二軒家公園	しもまつばらにけんやこうえん	大字下松原字二軒家 491-24	街区
189	中福赤峯第二公園	なかふくあかみねだいにこうえん	大字中福字赤峯 28-47	街区
190	かし野台第二公園	かしのだいだいにこうえん	かし野台 1 丁目 13-48	街区
191	笠幡下新町第一公園	かさはたしもしんまちだいいちこうえん	大字笠幡字下新町 1736-94	街区
192	笠幡下新町第二公園	かさはたしもしんまちだいにこうえん	大字笠幡字下新町 1736-162	街区
193	笠幡中西第二公園	かさはたなかにしだいにこうえん	大字笠幡字中西 2450-9	街区
194	笠幡美留橋公園	かさはたびるばしこうえん	大字笠幡字美留橋 1970-23	街区
195	上戸龍光第一公園	うわどりゅうこうだいいちこうえん	大字上戸字龍光 384-5	街区
196	上戸龍光第二公園	うわどりゅうこうだいにこうえん	大字上戸字龍光 358-15	街区
197	吉田堀之内公園	よしだほりのうちこうえん	大字吉田字堀之内 87-18	街区
198	寺井柳橋町公園	てらいやなぎばしまちこうえん	大字寺井字柳橋町 245-17	街区
199	東田町第二公園	ひがしたまちだいにこうえん	東田町 4-155	街区
200	寺尾中田公園	てらおなかだこうえん	大字寺尾字中田 1063-18	街区
201	笠幡黒浜公園	かさはたくろはまこうえん	大字笠幡字黒浜 2973-24	街区
202	笠幡塚下公園	かさはたつかしたこうえん	大字笠幡字塚下 3296-30	街区
203	吉田新田公園	よしだしんでんこうえん	大字吉田字新田 13-4	街区
204	府川高畑公園	ふかわたかばたけこうえん	大字府川字高畑 1190-5	街区
205	東田町第三公園	ひがしたまちだいさんこうえん	東田町 4-228	街区
206	小室鶴塚公園	こむろつるづかこうえん	大字小室字鶴塚 41-1	街区
207	松郷第二公園	まつごうだいにこうえん	大字松郷字杉下町 741-17	街区
208	上寺山八咫町公園	かみてらやまやたまちこうえん	大字上寺山字八咫町 479-15	街区
209	山田東町公園	やまだひがしまちこうえん	大字山田字東町 1642-4	街区
210	今泉西河原公園	いまいずみにしかわらこうえん	大字今泉字西河原 195-8	街区
211	久下戸前田第五公園	くげどまえだだいごこうえん	大字久下戸字前田 3128-10	街区
212	砂新田四丁目公園	すなしんでんよんちょうめこうえん	砂新田 4 丁目 3-1	街区
213	寺尾関端公園	てらおせきばたこうえん	大字寺尾字関端 589-2	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
南古	I	100	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
福原	I	111	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
福原	I	207	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
大東	I	118	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	299	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	265	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	195	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
霞関	I	113	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	128	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	317	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
名細	I	180	H24. 3. 31	H24. 3. 31	
本庁	I	127	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
本庁	A	1,000	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
高階	C	137	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
霞関	I	275	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
霞関	I	162	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
名細	C	186	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
山田	I	201	H24. 8. 1	H24. 8. 1	
本庁	A	300	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	<(I)>	203	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	I	102	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
山田	I	147	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
山田	(I)	123	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
南古	I	181	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
南古	I	101	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
高階	A	1,306	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
高階	<(I)>	166	H25. 3. 29	H25. 3. 29	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
214	笠幡笹原公園	かさはたささはらこうえん	大字笠幡字笹原 2660-32	街区
215	笠幡前大町公園	かさはたまえおおまちこうえん	大字笠幡字前大町 237-23	街区
216	中通第二公園	なかどおりだいにこうえん	大字笠幡字中通 1556-16	街区
217	里正久保第二公園	りしょうくぼだいにこうえん	大字小堤字里正久保 632-38	街区
218	通町公園	とおりまちこうえん	通町 16-3	街区
219	久下戸前田いずみ公園	くげどまえだいいずみこうえん	大字久下戸字前田 3372-1	街区
220	萱沼観音坂第二公園	かいぬまかんのんざかだいにこうえん	大字萱沼字観音坂 2680-6	街区
221	新宿町第三公園	あらじゆくまちだいさんこうえん	新宿町 5 丁目 7-58	街区
222	今福甲山公園	いまふくかぶとやまこうえん	大字今福字甲山 730-134	街区
223	今福大沢公園	いまふくおおさわこうえん	大字今福字大沢 741-24	街区
224	中台第五公園	なかだいだいごこうえん	大字今福(元川越分)字中台 2849-27	街区
225	みどりの広場公園	みどりのひろばこうえん	大字的場字榎下 2857-1	街区
226	今成4丁目公園	いまなりよんちょうめこうえん	今成 4 丁目 7-29	街区
227	岸町1丁目公園	きしまちいっちょうめこうえん	岸町1丁目 25-129	街区
228	下松原鶴見野公園	しもまつばらつるみのこうえん	大字下松原字鶴見野 654-111	街区
229	今福萩野公園	いまふくはぎのこうえん	大字今福字萩野 866-4	街区
230	むさし野公園	むさしのこうえん	むさし野 1-74	街区
231	笠幡山伝南公園	かさはたさんでんみなみこうえん	大字笠幡字水久保 97-4	街区
232	笠幡山伝第二公園	かさはたさんでんだいにこうえん	大字笠幡字山伝 134-3	街区
233	小堤神明公園	こづつみしんめいこうえん	大字小堤字神明 387-33	街区
234	新宿町6丁目公園	あらじゆくまちろくちょうめこうえん	新宿町 6 丁目 4-2	街区
235	萱沼中萩野公園	かいぬまなかおぎのこうえん	大字萱沼字中萩野 2530-6	街区
236	中台元町1丁目公園	なかだいもとまちいっちょうめこうえん	中台元町 1 丁目 26-43	街区
237	中台南2丁目公園	なかだいみなみにちょうめこうえん	中台南 2 丁目 8-17	街区
238	今福北野公園	いまふくきたのこうえん	大字今福字北野 702-28	街区
239	天沼新田水窪公園	あまぬましんでんみずくぼこうえん	大字天沼新田字水窪 253-21	街区
240	的場豊後山公園	まとばぶんごやまこうえん	大字的場字豊後山 2427-33	街区

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
霞関	I	148	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
霞関	<(I)>	120	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
霞関	I	103	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
名細	I	117	H25. 3. 29	H25. 3. 29	
本庁	A	1,278	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
南古	I	442	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
南古	I	100	H26. 3. 31	H26. 3. 31	
本庁	A	140	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	A	487	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	G	179	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
福原	A	163	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
名細	A	1,044	H27. 3. 27	H27. 3. 27	
本庁	A	130	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
本庁	A	130	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
高階	A	480	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
福原	G	178 451	H28. 3. 31 (H31. 3. 29)	H28. 3. 31 —	
大東	A	178	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
霞関	A	1,077	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
霞関	A	345	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
名細	I	152	H28. 3. 31	H28. 3. 31	
本庁	A	800	H29. 3. 31	H29. 3. 31	全域借地
南古	I	146	H29. 3. 31	H29. 3. 31	
福原	G	110	H29. 3. 31	H29. 3. 31	
福原	A	118	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
福原	A	111	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
名細	C	140	H30. 3. 30	H30. 3. 30	
霞関	A	136	H30. 3. 30	H30. 3. 30	

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
241	小仙波八反田公園	こせんばはったんだこうえん	大字小仙波字八反田 817 番 1	街区
242	笠幡上野前公園	かさばたうえのまえこうえん	大字笠幡字上野前 3688 番 6	街区
243	砂久保上流公園	すなくぼかみながれこうえん	大字砂久保字上流 145 番 16	街区
244	今福萩野第二公園	いまふくはぎのだいにこうえん	大字今福字萩野 884 番 14	街区
245	旭町 1 丁目公園	あさひちょういつちようめこうえん	旭町 1 丁目 20 番 8	街区
246	中台第六公園	なかだいだいろくこうえん	中台 3 丁目 17 番 78	街区
247	上戸龍光第三公園	うわどりゅうこうだいさんこうえん	大字上戸字龍光 328 番 1	街区
248	藤間開発公園	ふじまかいひつこうえん	大字藤間字開発 330 番 12	街区
249	芳野台南公園	よしのだいまなみこうえん	芳野台 1 丁目 3015-1	近隣
250	岸町健康ふれあい広場	きしまちけんこうふれあいひろば	岸町 3 丁目 32	近隣
251	高階南公共広場	たかしなみなみこうきょうひろば	大字砂新田字藤間裏坂下 465-1	近隣
252	スポーツパーク福原	すぽーつぱーくふくはら	大字今福字新道 1758-1	近隣
253	かほく運動公園	かほくうんどうこうえん	霞ヶ関北 6 丁目 30-1	近隣
254	伊佐沼公園	いさぬまこうえん	大字伊佐沼字沼田町 584	風致
255	仙波河岸史跡公園	せんばがししせきこうえん	仙波町 4 丁目 21-2	歴史
256	国指定史跡河越館跡史跡公園	くにしていせきかわごえやかたあとしせきこうえん	大字上戸字新田屋敷 195-1	歴史
257	川越城中ノ門堀跡	かわごえじょうなかのものぼりあと	郭町 1 丁目 8-6	歴史
258	クレアパーク	くれあぱーく	脇田町 10-1	広公
259	上戸緑地	うわどりよくち	大字的場字榎下 2870 地先	都緑
260	平塚緑地	ひらつかりよくち	大字平塚字家敷 30 地先	都緑
261	入間大橋緑地	いるまおおはしりよくち	大字中老袋字笹井 150 地先	都緑
262	雁見緑地	かりみりよくち	大字鯨井字犬竹 143 地先	都緑
263	並木北田緑地	なみききただりよくち	大字並木字北田 1-29	都緑
264	市民グラウンド	しみんぐらうんど	宮元町 23-22	都緑
265	山王久保緑地	さんのうくぼりよくち	大字上戸字山王久保 70-2	都緑
266	安比奈親水公園	あいなしんすいこうえん	大字安比奈新田字下屋舗附 140-1 地先	都緑
267	上江橋緑地	かみごうばしりよくち	大字古谷上字江遠島 7902 地先	都緑

地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
本庁	I	4,791	H31. 3. 29	H31. 3. 29	
霞関	G	108	H31. 3. 29	H31. 3. 29	
福原	A	124	R2. 3. 31	R2. 3. 31	
福原	A	216	R2. 3. 31	R2. 3. 31	
本庁	A	5,938	R3. 3. 31	R3. 3. 31	
福原	A	267	R3. 3. 31	R3. 3. 31	
名細	A	159	R4. 3. 31	R4. 3. 31	
高階	A	177	R4. 3. 31	R4. 3. 31	
芳野	G	11,849	S56. 8. 29	S56. 9. 1	
本庁	A	9,312 9,692	H15. 3. 31	H15. 4. 1 (H30. 3. 30)	一部借地
高階	<(I)>	15,704	H19. 3. 30	H19. 3. 31	全域借地
福原	I	22,371	H20. 3. 31	H20. 3. 31	全域借地
霞北	A	11,220	H23. 3. 31	H23. 3. 31	
芳野	I	3,179 29,443	S51. 11. 20 H16. 3. 30	S47. 10. 15 H16. 3. 31	
本庁	A	9,136 9,238	H16. 5. 19 H19. 3. 30	H16. 5. 22 H19. 3. 31	一部借地
名細	I	12,172	H21. 11. 13	H21. 11. 15	
本庁	A	1,078	H22. 4. 1	H22. 4. 1	
本庁	A	1,319	H14. 12. 6	H14. 12. 7	一部借地
名細	I	23,744 57,630	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S45. 7. 19 H19. 3. 31	河川敷
名細	I	7,435 12,273	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S46. 3. 1 H19. 3. 31	河川敷
古谷	I	79,704 81,562	S51. 11. 20 H25. 3. 29	S50. 11. 14 H25. 3. 29	河川敷
名細	I	5,388 6,859	S51. 11. 20 H19. 3. 30	S45. 6. 10 H19. 3. 31	河川敷
南古	A	421 421	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	
本庁	A	15,299	S63. 3. 31	S62. 4. 15	
名細	A	1,708 1,708	S59. 3. 31 H 7. 3. 31	S59. 4. 1 —	全域借地
霞関	I	83,290 184,979	S59. 4. 1 H26. 3. 31	S59. 4. 1 H26. 3. 31	河川敷
古谷	I	16,005 13,435	S59. 3. 31 H19. 3. 30	S59. 4. 1 H19. 3. 31	河川敷

番号	名称		所在地	種別
	名前	ふりがな		
268	寺山緑地	てらやまりよくち	大字上寺山字堤外 587-1 地先	都緑
269	増形緑地	ますかたりよくち	大字増形字外上河原 1236 番地先	都緑
270	霞ヶ関東緑地	かすみがせきひがしりよくち	上戸新町 37 地先	都緑
271	吉田新町緑地	よしだしんまちりよくち	川鶴 1 丁目 3	都緑
272	川鶴緑地	かわつるりよくち	川鶴 2 丁目 9	都緑
273	高階運動広場	たかしなうんどうひろば	大字砂字卯ノ木 451-1	都緑
274	八瀬大橋緑地	やせおおはしりよくち	大字的場字西念 3529 地先	都緑
275	江遠島緑地	えとうじまりよくち	大字古谷上字江遠島 6083-13	都緑
276	牛子東町公園	うしこひがしまちこうえん	大字牛子字東町 643-1	都緑
277	的場緑地	まとばりよくち	大字的場字西念 3510 地先	都緑
278	伊勢原緑地	いせはらりよくち	伊勢原町 5 丁目 4	都緑
279	城下公園	しろしたこうえん	城下町 47-1	都緑
280	菅間緑地	すがまりよくち	大字菅間 422	都緑
281	笹原町緑地	ささはらまちりよくち	大字鴨田字笹原町 3667	都緑
282	吉田白髭緑地	よしだしらひげりよくち	大字吉田字白髭 1225-1	都緑
283	萱沼びん沼公園	かいぬまびんぬまこうえん	大字萱沼字下芝野 2377-1	都緑
284	川越駅東口緑地	かわごええきひがしぐちりよくち	脇田町 109 地先	都緑
285	池辺公園	いけのべこうえん	大字池辺字山王 1302	都緑
計				



地区	区域	当初開設公園 最終開設公園		供用開始 年月日 (面積更正)	占用形態
		面積 (㎡)	公告年月日		
山田	I	41,744 42,217	S59. 3.31 R2. 3.31	S59. 4. 1 R2. 3.31	河川敷
大東	I	8,892 8,892 6,778	S59. 3.31 H 7. 3.31 —	S59. 4. 1 — (H30. 3.30)	一部借地、河川敷
霞北	C	17,256 25,045	S59. 3.31 H19. 3.30	S59. 4. 1 H19. 3.31	河川敷
川鶴	A	6,009 6,334	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (R3. 3.31)	一部借地
川鶴	A	714 716	S62. 3.31 —	S62. 4. 1 (H16. 3.31)	
高階	A	8,551 8,014	S63. 3.31 H20. 8. 1	S63. 4. 1 H20. 8. 1	
霞関	I	11,213 14,512	S63. 3.31 H27. 3.27	S62. 4. 1 (H27. 3.27)	河川敷
古谷	C	1,308 1,352	S63. 3.31 —	S58. 4. 5 (H16. 3.31)	
南古	<I>	1,801 1,801	H 1. 5. 1 H 7. 3.31	H 1. 5. 1 —	全域借地
霞関	I	26,556 27,048	H 1. 5.23 H16. 3.30	H 1. 5. 1 H16. 3.31	河川敷
霞北	A	6,957 6,854	H 2. 7.18 H16. 3.30	H 2. 8. 1 H16. 3.31	
本庁	I	5,598 3,539	H 4.10.23 H25. 3.29	H 4.11. 1 H25. 3.29	全域借地
芳野	I	7,537	H 9. 5.23	H 9. 5.24	
古谷	I	3,847 3,845	H12. 3.31 —	H12. 4. 1 (H16. 3.31)	
名細	I	89 90	H13. 3.30 —	H13. 4. 1 (H16. 3.31)	
南古	I	13,000	H17. 3.30	H17. 3.31	河川敷
本庁	A	621	H19. 3.30	H19. 3.31	
大東	I	13,221 13,581	H21. 3.31 H30. 3.30	H21. 3.31 H30. 3.30	河川敷
		892,156			

## 公園の区域

	都市計画区域内					都市計画区域外
	線引済区域			未線引区域		
	市街化区域		市街化調整区域	用途地域	非用途地域	
	用途地域	非用途地域				
D I D	A	B	C	D	E	F
非D I D	G	H	I	J	K	L

※ D I D（人口集中地区）とは、広い意味の市街地のことで人口密度の高い国政調査区（単位区）【人口密度1k㎡あたり約4000人以上】が隣接して人口5000人以上を有する地域。

※ 〈 〉：公園がD I D地域に接している場合      ( )：公園が市街化区域に接している場合

### 3 都市公園種別総括表

(令和4年4月1日現在)

区 分	設 置 数	面 積 (㎡)
街 区 公 園	281	276,226
近 隣 公 園	6	92,697
地 区 公 園	1	44,220
総 合 公 園	2	449,698
運 動 公 園	2	179,757
風 致 公 園	1	29,443
歴 史 公 園	3	23,602
都市緑地・緩衝緑地	28	568,572
広 場 公 園	1	1,319
合 計	325	1,665,534

※ 川越（水上）公園（2次区域）は総合公園に計上する。

## VI 建築指導行政

建築基準法に基づく建築確認及び許可事務が主たる業務であるが、このほかマンション等の中高層建築物の建築による近隣住民との日照紛争の早期解決を図り、住みよい街づくりのための指導を行っている。

### 1 建築物確認・許可状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
確 認 件 数	法第6条1～3号建築物(件)	市	7	2	2
		指定確認検査 機関報告受付	252	199	261
	法第6条4号建築物(件)	市	10	14	17
		指定確認検査 機関報告受付	1,487	1,433	1,481
	工 作 物 ・ 設 備 (件)	市	16	6	2
		指定確認検査 機関報告受付	63	55	52
	合 計 (件)	市	33	22	21
		指定確認検査 機関報告受付	1,802	1,687	1,794
	完了検査済証交付件数(件)	市	17	25	23
		指定確認検査 機関報告受付	1,682	1,698	1,601
許 可 件 数 (件)	市	27	27	47	

### 2 川越市建築審査会

建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決及び特定行政庁の諮問に応じて調査審議するための機関として、昭和55年4月1日に設置された。(令和4年4月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	備 考
会 長	松 本 弥 生	令和4年4月1日～令和6年3月31日	弁 護 士
委 員	高 岩 裕 也	〃	大 学 専 任 講 師
〃	浦 江 真 人	〃	大 学 教 授
〃	両 岡 哲 也	〃	元 川 越 市 職 員
〃	山 元 勇 気	〃	弁 護 士

## VII 開発行為等の規制

### 1 開発行為の許可等の状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市計画法 第29条関係	市街化区域(件)	53	55	62
	市街化調整区域(件)	194	215	282
計(件)		247	270	344
都市計画法第43条関係(件)		36	40	51
そ の 他(件)		993	942	1,111
合 計(件)		1,276	1,252	1,506

### 2 建築の許可状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市計画法第53条関係(件)	22	18	20

### 3 国土利用計画法の届出

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国土利用計画法第23条関係(件)	61	31	30

### 4 川越市開発審査会

開発許可制度の執行に係る審査等を行う地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の執行機関の附属機関として、平成15年4月1日に設置された。(令和4年4月1日現在)

職名	氏 名	任 期	備 考	職名	氏 名	任 期	備 考
委員	佐藤 恭子	R3.4.1~ R5.3.31	法律分野	委員	石川 秀夫	R3.4.1~ R5.3.31	農業分野
〃	原 敏成	R3.4.1~ R5.3.31	経済分野	〃	神山 藍	R3.4.1~ R5.3.31	都市計画分野
〃	宇津木 二郎	R4.4.1~ R5.3.31	行政分野	—	—	—	—

## 5 川越市ホテル等建築審議会

川越市ホテル等建築適正化条例に規定する旅館営業を目的とする建築の同意を審査する機関として、昭和 63 年 4 月 1 日に設置された。(令和 4 年 8 月 1 日現在)

職名	氏 名	任 期	備 考	職名	氏 名	任 期	備 考
委員	猪 口 幸 隆	R4. 8. 1～ R6. 7. 31	住民の代表	委員	神 田 賢 志	R4. 8. 1～ R6. 7. 31	住民の代表
〃	堀 満	〃	住民の代表	〃	教 野 純 一	〃	関係機関の代表
〃	和 田 文 夫	〃	関係機関の代表	〃	丸 山 浩	〃	関係機関の代表
〃	佐 藤 恭 子	〃	学識経験者	〃	堀 川 昭 子	〃	学識経験者

# 建設部

## I 地籍調査事業

国土調査法に基づいて国土を正確に、そしてもれなく記録するための基礎調査が「地籍調査」である。具体的には、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査し、測量を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめる作業をいう。昭和45年から事業を実施し、令和4年4月1日現在までに38.68km<sup>2</sup>が実施済みである。

### 地籍調査

	調査筆数 (筆)	計画面積 (km <sup>2</sup> )
令和元年度	981	0.14
令和2年度	263	0.10
令和3年度	822	0.14

## II 道路と橋りょう

### 1 市道の推移

(各年4月1日現在)

区 分		年	令和2年	令和3年	令和4年		
未	舗	装	延長 (m)	393,418	392,930	392,293	
			比率 (%)	24.60	24.55	24.49	
舗	セ	メント	延長 (m)	6,577	7,109	7,109	
			比率 (%)	0.41	0.44	0.44	
	ア	ス	フ	延長 (m)	249,932	249,928	249,868
				比率 (%)	15.63	15.62	15.60
装	アル	ト	延長 (m)	949,417	950,438	952,384	
			比率 (%)	59.36	59.39	59.46	
総	計	延長 (m)	1,599,344	1,600,405	1,601,654		
		比率 (%)	100.00	100.00	100.00		

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

## 2 市橋りょうの推移

(各年4月1日現在)

区 分		年	令和2年	令和3年	令和4年
永 久 橋	個 数		587	588	588
	橋 長 ( m )		5,164	5,215	5,215
	面 積 ( m <sup>2</sup> )		37,844	37,835	37,914
非 永 久 橋	個 数		7	7	7
	橋 長 ( m )		35	35	35
	面 積 ( m <sup>2</sup> )		87	87	87
総 数	個 数		594	595	595
	橋 長 ( m )		5,199	5,250	5,250
	面 積 ( m <sup>2</sup> )		37,931	37,922	38,001

※ 横断歩道橋を除く。

## 3 市道内訳

(令和4年4月1日現在)

実 延 長 (m)	規格改良済 延 長 (m)	未 改 良 延 長 (m)	種 類 別			
			道路延長 (m)	橋りょう (m)		
				永 久 橋	非永久橋	合 計
1,601,654	727,751	873,902	1,596,404	5,215	35	5,250

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

(令和4年4月1日現在)

区 分	規 格 改 良 済 (m)				未 改 良 (m)		
	19.5m以上	13.0~19.5m	5.5~13.0m	5.5m未満	5.5m以上	3.5~5.5m	3.5m未満
幅 員 別	857	2,773	304,351	419,771	9,617	90,739	773,546

※ 自転車・歩行者専用道路を除く。

## 4 道路占用料

(平成10年4月1日適用)

占用の種別		単位		占用料
		数量	期間	
第1種電柱		1本	1年	1,000円
第2種電柱				1,600円
第3種電柱				2,200円
第1種電話柱				930円
第2種電話柱				1,500円
第3種電話柱				2,100円
その他の柱類				72円
共架電線その他上空に設ける線類		1m	1年	10円
地下に設ける電線その他の線類				5円
路上に設ける変圧器		1個	1年	700円
地下に設ける変圧器		1㎡		480円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	1,400円
郵便差出箱				600円
広告塔		1㎡	1年	4,400円
その他のもの				1,400円
諸 管 埋 設	外径が0.1m未満	1m	1年	83円
	外径が0.1m以上0.15m未満			120円
	外径が0.15m以上0.2m未満			160円
	外径が0.2m以上0.4m未満			330円
	外径が0.4m以上1m未満			830円
	外径が1m以上			1,600円
鉄道敷・アーケード等		1㎡	1年	1,400円
地下街及び地下室	階数が1のもの	1㎡	1年	Aに0.003を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.005を乗じて得た額
	階数が3以上のもの			Aに0.006を乗じて得た額
上空に設ける通路		1㎡	1年	2,900円
地下に設ける通路				1,500円
その他のもの				1,400円
露店、商品置場		1㎡	1月	440円
看板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	1㎡	1月	440円
	その他のもの	1㎡	1年	4,400円
標識		1本	1年	1,100円
旗ざお		1本	1月	440円
幕(工事用施設を除く)		1㎡	1月	440円
アーチ	車道を横断するもの	1基	1年	44,000円
	その他のもの			22,000円
太陽光発電設備及び風力発電設備		1㎡	1年	1,400円
工事用足場・一時材料置場		1㎡	1月	440円
仮設建築物		1㎡	1月	140円
建築物	階数が1のもの	1㎡	1年	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの			Aに0.009を乗じて得た額
	階数が3のもの			Aに0.011を乗じて得た額
	階数が4以上のもの			Aに0.013を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.006を乗じて得た額

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す。



### Ⅲ 街 路

#### 1 歴史的地区環境整備街路

歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）は、歴史的な町並みや道すじの保全などを街路整備によって行うもので、地域の魅力の向上や活性化を図り、同時に、居住環境を高めようとするものである。

本市の歴みち事業では、古い町並みや歴史的建造物が多く残っている北部市街地を「歴史的地区」と位置づけ、地区面積約130ha、地区内に点在する歴史的資産を結び回遊する歴史的道すじや既存の観光ルートなど16路線、総延長3,850mの歩行者系ネットワークの整備を進めている。

現在、地域特性をより活かしたまちづくりの観点から、社会資本整備総合交付金を活用して事業に取り組んでいる。これまで8路線の整備が完了しており、今後も地域のまちづくりと連携をとり、順次整備を進めていく予定である。

名 称	延 長 (m)	都市計画決定	施工年度
菓子屋横丁通り線	100	平成元年3月31日	平成2年度
養寿院門前通り線	120	〃	平成3年度
長喜院門前通り線	130	〃	〃
行伝寺門前通り線	100	〃	平成13年度
寺町通り線	430	平成11年4月9日	平成17～19年度
鐘つき通り線	180	〃	平成14年度
本町稲荷横丁通り線	150	〃	
同心町通り線	250	〃	
大正浪漫夢通り線	260	〃	平成12・15年度
立門前線	220	〃	令和元年度～
仲町蓮馨寺線	210	構想路線	
石原高沢橋線	120	〃	
連雀町新富町通線	350	〃	令和3・4年度
七曲り通り線	680	〃	
喜多院門前通り線	150	〃	平成25～27年度
喜多院外堀通り線	400	〃	令和元年度

※施工年度は、本体工事を実施した年度。

## IV 道路環境の整備

### 1 道路の維持補修

道路を常時良好な状態に保つため、道路パトロールにて道路の状況を把握し、砂利道の砕石敷き、舗装道の補修、街路樹及び植樹帯の手入れ等を、直営及び請負工事にて行い、安全かつ円滑な交通の確保に努めている。

区分	年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数	延長 (m)	件数	延長 (m)	件数	延長 (m)
歩道整備工事		3	492	4	784	-	-
舗装整備工事		7	2,060	3	770	3	598
側溝整備工事		2	181	1	120	1	108
敷砂利		147	—	104	—	97	—

### 2 電線類地中化事業

#### (1) 電線類地中化計画

国の電線類地中化事業については、昭和61年度からの「電線類地中化計画」(第一期)に始まり、平成3年度からの第二期計画、平成7年度からの第三期計画、さらに平成11年度からの「新電線類地中化計画」に続き、平成16年度からは「無電柱化推進計画」により事業の推進が図られている。「第三期電線類地中化計画」までは、比較的大規模な商業地域やオフィス街、さらに駅周辺地区など電力や通信の需要が高く、町並みが成熟している地区を主な整備対象としてきたが、「新電線類地中化計画」では、地域の活性化や良好な生活空間に対する要望が高まっていることを受け、中規模な商店街や住宅地の幹線道路、さらに景観の優れた地区等に整備の対象が拡大され、「無電柱化推進計画」では、これまでの幹線道路に加え新たに主要な非幹線道路も対象となった。

本市においては、これまで街路事業や土地区画整理事業等のほか、地元商店街が実施するモール化と併せ電線類の地中化を実施してきたが、今後も「無電柱化推進計画」の主旨に基づき事業を推進する。

#### (2) 電線類地中化の方式

##### ① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が電線類を収容する管路設備を敷設する方式で、管路部とハンドホール等の特殊部で構成され、特殊部には通常、電力線と通信線の両方が収容される。また、道路法では道路附属物となる。

国庫補助対象事業であり、コスト削減のため構造に様々な工夫が提案されている。

##### ② 自治体管路方式

自治体が管路設備を敷設し、電線管理者がこれを使用するもので、施工は電線事業者に委託して行う。管路部と特殊部で構成される点は電線共同溝と同じだが、自治体管路方式では、電力線と通信線は別々の設備に収容する。道路法では道路占用物となる。

路線名	都市計画道路名・通称等	道路延長 (m)	施工年度	総事業費 (円)	地中化方式
市道 0007 号線	—	270	平成元年度	—	単独地中化方式
市道 1169 号線	菓子屋横丁通り線	102	平成元年度	43,800,000	単独地中化方式
市道 1180 号線	養寿院門前通り線	108	平成 2 年度	44,760,000	単独地中化方式
市道 1183 号線	長喜院門前通り線	118	平成 3 年度	41,420,000	単独地中化方式
県道川越坂戸毛呂山線	中央通り線 (一番街)	490	平成 3 年度 平成 4 年度	745,484,000	単独地中化方式
市道 0009 号線	中央通り線	150	平成 4 年度	197,600,000	単独地中化方式
市道 1184 号線	行伝寺門前通り線	100	平成 4 年度	47,600,000	単独地中化方式
市道 1206 号線	鐘つき通り線	180	平成 5 年度	208,200,000	自治体管路方式
市道 0006 号線	川越駅南古谷線	264	平成 6 年度	254,000,000	自治体管路方式
市道 1342 号線	クレアモール	740	平成 7 年度 平成 8 年度 平成 9 年度	411,853,000 389,007,000 239,887,000	自治体管路方式
市道 0003 号線	本川越駅前通線	247	平成 9 年度 平成 10 年度	62,410,000 81,624,000	自治体管路方式
市道 1210 号線	大正浪漫夢通り線	180	平成 11 年度	173,530,000	自治体管路方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	250	平成 13 年度 平成 14 年度 平成 15 年度	98,344,000 97,139,000 66,782,000	自治体管路方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線 (川越駅西口第二土地区画整理事業)	390	平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	157,018,000 89,834,000 62,050,000	自治体管路方式
市道 1210 号線	大正浪漫夢通り線	110	平成 14 年度 平成 15 年度	111,240,000 5,371,000	自治体管路方式
市道 0001 号線	三田城下橋線	370	平成 14 年度 平成 15 年度 平成 16 年度	21,330,000 37,877,000 63,030,000	電線共同溝方式
市道 0008 号線	市内循環線	362	平成 14 年度 平成 16 年度 平成 18 年度 平成 27 年度 平成 28 年度～	48,700,000 14,740,000 33,169,000 26,852,000 62,136,000	電線共同溝方式
市道 0009 号線	—	440	平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 20 年度～	47,250,000 76,125,000 42,630,000 25,200,000	電線共同溝方式
市道 1179 号線	寺町通り線	430	平成 17 年度 平成 18 年度	53,534,000 38,850,000	電線共同溝方式
市道 0001 号線	三田城下橋線	340	平成 20 年度	99,274,000	電線共同溝方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	700	平成 21 年度 平成 23 年度 平成 24 年度 平成 25 年度～	32,247,000 23,609,000 24,998,000 140,243,000	電線共同溝方式
市道 0010 号線	川越駅南大塚線	170	平成 24 年度 平成 25 年度	19,384,000 24,321,000	電線共同溝方式
市道 1399 号線 市道 1401 号線	喜多院門前通り線	150	平成 25 年度～	69,892,500	電線共同溝方式
市道 0003 号線	本川越駅前通り線	181	平成 26 年度 平成 27 年度	29,648,000 36,605,000	電線共同溝方式

# V 河川整備

## 1 中小河川排水路整備

降雨対策及び生活環境の向上を図るため、中小河川排水路の改修整備を推進している。

### ○中小河川排水路整備事業

水路整備工事年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工事件数	6件	8件	8件
工事延長	204.7m	346.6m	432.0m

## 2 準用河川整備

浸水被害の解消及び生活環境の向上を図るため、準用河川の整備を推進している。

### ○準用河川整備事業

水路整備工事年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
工事件数	6件	3件	3件
工事延長	169.5m	123.0m	100.0m

## 3 桜づつみ整備

河川環境の緑化と良好な水辺空間を形成し、地域住民に憩いの場を提供することを目的として平成3年度から入間川に桜づつみ整備事業を実施している。

平成13年度までに約1,350mの区間の盛土、植栽工事等の整備をし、平成16、17年度には、鯨井地区の約450mの区間の用地買収をし、平成18、19年度で盛土工事、平成20、21年度に植栽工事等の整備を完了した。

現在は植栽管理と市民利用施設の整備に努めている。

## 4 都市下水路

御成都市下水路は、九十川排水区内の市街化が急速に進み、流出量が増大し、在来水路に流入する雨量が増大した結果、浸水問題が生じたため、集水面積 500ha、管渠延長 3,540mを昭和 55 年度に認可を受け、平成 3 年度までに総事業費 23 億 4,300 万円で事業が完了した。

		御成都市下水路
施 工 期 間		昭和 55 年度～平成 3 年度
工 事 延 長		3,540m
集 水 面 積		500ha
計 画 流 量		14.940 m <sup>3</sup> /sec
総 事 業 費		2,343,000 千円
進 捗 率		100%
構 成 市		—

## VI 公共建築物市有施設建設

安全で快適な建物を提供するため、利用者の立場に立ち、利便性等を考慮し、計画、設計、工事監理を行っている。

また、省エネ、環境対策を考慮するとともに、公共建設工事における品質の確保とコストの縮減を図っている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
建築工事完成件数（件）	53	30	23
設備工事完成件数（件）	43	53	30

# Ⅶ 市 営 住 宅

## 1 構造別建設戸数

(令和4年4月1日現在)

年度	構造別	高層耐火構造 (戸)		中層耐火構造 (戸)			低層耐火構造 (戸)		準耐火構造 (戸)		木 造 (戸)		合 計 (戸)		
		借上	管理	建設	借上	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	借上	管理
昭和23～平成5		0	0	846	0	770	30	30	228	90	263	0	1,367	0	890
平成6		0	0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	32	0	32
平成7		0	0	18	0	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
平成9		0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	0	16	0	16
平成13		94	94	0	50	50	0	0	0	0	0	0	0	144	144
計	建設戸数	0		912			30		228		263		1,433		
	借上戸数	94		50			0		0		0		144		
	廃止等	0		76			0		138		263		477		
	管 理	94		886			30		90		0		1,100		

## 2 市営住宅の入居者募集

市営住宅の入居者募集は、7月に抽選方式、1月に申告登録方式により、年2回実施している。申告登録方式においては、申込みの内容により一定の基準にしたがって入居の順位を決めており、登録順位に従って入居者を決定している。

## 3 入居資格

### (1) 共通要件(単身者向住戸については、②の要件除く)

- ① 川越市に住所があること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む)があること。  
ただし、親がありながら、兄弟、姉妹だけなど不自然な家族構成の方は申込みできない。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。  
自己所有の住宅、独立行政法人都市再生機構住宅、特定優良賃貸住宅、住宅供給公社住宅、県営住宅、市町村営住宅に居住している方は原則として申込みできない。
- ④ 入居しようとする世帯全員の収入総額が、収入基準の範囲内にあること。
- ⑤ 申込者及び同居(しようとする)親族が暴力団員でないこと。

## (2) 単身者向住戸要件

次のいずれかに該当する者であること。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除くものとする。

- ① 60歳以上の方。
- ② 1級～4級に該当する身体障害者の方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている精神障害者又は、みどりの手帳等の交付を受けている知的障害者の方。
- ④ 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は、同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方。
- ⑤ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。
- ⑥ 生活保護受給者又は、特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方。
- ⑦ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方。
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する方。
  - ・ 婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない。
  - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない。

## (3) 収入基準

前年度の収入が「収入基準早見表」にあてはまること。

一般世帯 158,000円以下

裁量階層 158,001円以上 214,000円以下

## (4) 収入基準早見表（給与所得者が1人の場合）

		現に同居し又は同居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養者数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
年間 総 収入 金額	一般世帯 (円)	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下
	裁量階層 (円)	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下

※ 裁量階層の早見表は、給与所得者が1人で本人が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合をモデル世帯として算出している。入居される方の世帯構成により異なる。



## (5) 裁量階層

次の表のいずれかに該当する世帯は、一般世帯に比べ収入基準が緩和される。

高 齢 者 世 帯	申込者が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満または60歳以上」である場合。
障 害 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが障害者（次の条件の方）である場合。 ① 1級～4級に該当する身体障害者の方 ② 1級又は2級に該当する精神障害者の方 ③ ④、A又はBに該当する知的障害者の方
戦 傷 病 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている場合。
被 爆 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが原子爆弾被爆者の認定を受けている場合。
ハンセン病療養所 入 所 者 等 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた場合。
海 外 引 揚 者 世 帯	申込者または同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない場合。
子 育 て 世 帯	同居しようとする親族に中学校卒業前の者がいる場合。

## 4 市営住宅団地別一覧表

(令和4年4月1日現在)

団 地 名	建設年度	構造	管理戸数		入居者の月額使用料（円） (収入超過者及び裁量階層を除く)
			棟	戸	
岸町1丁目南	昭和53・57	低耐	2	4	19,300 ～ 30,600
	昭和57	中耐	1	9	18,700 ～ 27,900
岸町1丁目東	昭和57	中耐	2	24	18,700 ～ 27,900
岸町1丁目カシの木	昭和62	中耐	1	20	20,800 ～ 31,000
岸町1丁目北	平成5	中耐	2	24	21,800 ～ 35,700
小仙波町1丁目	平成4	中耐	2	18	22,600 ～ 33,700
仙波町1丁目南	昭和58・61	中耐	2	33	20,600 ～ 32,100
仙波町1丁目北	昭和59～60	中耐	2	33	23,600 ～ 35,200
	昭和61	低耐	1	6	22,500 ～ 33,500
仙波町2丁目	昭和54～56	中耐	6	66	19,600 ～ 30,100
	昭和56	低耐	3	20	20,200 ～ 30,100
仙波町4丁目氷川	昭和48	中耐	1	40	13,700 ～ 20,400
月吉町	昭和40～42	準耐	11	56	9,100 ～ 15,300
	昭和43～44	中耐	2	40	9,000 ～ 14,300
藤倉	昭和44	準耐	2	12	9,500 ～ 13,500
寿町2丁目	昭和45～48	中耐	8	198	9,600 ～ 19,400
寿町2丁目南	平成6～7	中耐	2	50	23,600 ～ 35,300
笠幡	昭和44	準耐	4	22	9,100 ～ 12,200
的場	昭和49～53	中耐	5	165	14,900 ～ 25,400
小堤	平成元～3	中耐	3	100	22,700 ～ 34,700
岸町3丁目	平成9	中耐	1	16	16,700 ～ 44,000
月吉町北	平成13	中耐	1	50	23,100 ～ 41,600
	平成13	高層	1	94	17,400 ～ 41,600

# 上下水道局

## I 水道事業

### 1 概要

本市の水道事業は、昭和29年5月に給水を開始し、以来数次にわたる拡張事業を経て市内全域への給水が行われている。

水源は当初地下水に求めたが、水需要の急増と地下水のくみ上げによる地盤沈下の影響を考慮し、昭和49年7月から県営水道（県水）の受水を開始した。その後、徐々にこの県水への転換を図り、令和3年度においては水道水の約90%を県水で賅っている。

主な事業として、水需要の増加に対応するため拡張事業を断続的に実施していたが、バブル景気後の景気低迷や一般家庭での節水機器の普及、節水意識の浸透などから水需要が減少傾向にあるため、平成13年度まで実施した第7次拡張事業をもって中断している。その一方、給水開始以来60年以上が経過し、老朽化した施設の更新や維持管理が新たな課題となっている。平成15年度から前期及び第二次浄水場整備事業として、老朽化した電気・機械設備の更新を実施し、平成25年度に完了した。平成26年度から第三次浄水場整備事業として、耐震性が不足する主要な施設に対して耐震化及び修繕工事を実施し、令和2年度に完了した。引き続き、修繕更新計画に基づき、土木施設の耐震化や修繕工事等を実施している。

今後も、市民に安全な水を安定的に供給するとともに、一層の効率的な経営と市民サービスの向上に努めるものである。

### 2 施設

施設名	取水・受水施設			配水池		
	水源	数	※水量(m <sup>3</sup> /日)	構造	数	容量(m <sup>3</sup> )
郭町浄水場	深井戸	4	2,840	RC	2	2,600
新宿浄水場	〃	8	7,390	〃	2	3,700
霞ヶ関第一浄水場	〃	5	4,030	〃	2	2,400
今福浄水場	〃	5	8,340	〃	2	2,000
伊佐沼浄水場	〃	6	4,340	〃	2	5,400
仙波浄水場	〃	10	6,660	PC	2	14,000
霞ヶ関第二浄水場	〃	3	3,254	RC (2) 休止中	4	8,400 (休止中)
	県水	—	22,130	PC (2)		25,000
中福受水場	〃	—	75,170	SIC (2)	4	30,000
				PC (2)		40,000

※ 令和3年度一日最大受水量、取水量

※ RC=鉄筋コンクリート PC=プレストレストコンクリート SIC=鋼板製

### 3 業務概要

区分		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口〈A〉	(人)	353,456	353,442	352,896
給水人口〈B〉	(人)	353,411	353,410	352,867
普及率〈B〉／〈A〉	(%)	99.9	99.9	99.9
年間総配水量	(m <sup>3</sup> )	39,674,625	40,232,518	39,735,808
1日最大配水量	(m <sup>3</sup> )	117,705	121,484	117,803
1日平均配水量	(m <sup>3</sup> )	108,401	110,226	108,865
1日平均受水量	(m <sup>3</sup> )	95,392	95,017	94,078
有収率	(%)	93.25	94.02	94.71
導送配水管延長	(m)	1,480,951	1,485,301	1,488,951
職員数	(人)	76	73	71

### 4 水道料金

#### (1) 原価と売価

区分		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
給水収益(円)		5,313,019,597	5,164,966,173	5,285,139,455
年間有収水量(m <sup>3</sup> )		36,996,965	37,828,271	37,632,911
1 m <sup>3</sup> 当り	供給単価(円)	143.61	136.54	140.44
	給水原価(円)	150.33	141.86	144.11

#### (2) 用途別使用水量及び水道料金

区分		年度		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般用	件数	1,013,287	1,014,732	1,033,735
	水量(m <sup>3</sup> )	36,978,961	37,816,963	37,622,385
	料金(円)	5,769,672,224	5,679,195,766	5,811,778,828
公衆浴場用 及びプール用	件数	46	33	38
	水量(m <sup>3</sup> )	16,906	9,794	10,193
	料金(円)	2,605,545	1,508,276	1,569,722
臨時用	件数	20	12	4
	水量(m <sup>3</sup> )	1,098	1,514	333
	料金(円)	418,992	582,890	128,205
合計	件数	1,013,353	1,014,777	1,033,777
	水量(m <sup>3</sup> )	36,996,965	37,828,271	37,632,911
	料金(円)	5,772,696,761	5,681,286,932	5,813,476,755

## 5 拡張事業の経過

		創 設	第 1 次 拡 張	第 2 次 拡 張
着	工	昭和28年 2月 4日	昭和35年 4月 1日	昭和39年 4月 1日
竣	工	〃 33年 3月 31日	〃 40年 3月 31日	〃 44年 3月 31日
総事業費(千円)		160,000	260,000	630,000
計画給水人口(人)		32,000	81,000	112,000
計画給水量(m <sup>3</sup> )		1日最大 5,000	1日最大 16,200	1日最大 26,880
主なる施設	浄水場	郭町浄水場	新宿浄水場	今福、霞ヶ関第一、伊佐沼浄水場
	水源	深井戸 3井	深井戸 5井	深井戸 11井
	着水井	RC 1井	RC 1井	RC 3井
	配水池	RC 1池	RC 2池	RC 3池
	有効容量(m <sup>3</sup> )	600	3,700	4,900
	配水ポンプ	11~37kW 3台	11~55kW 4台	15~95kW 9台
	自家発電設備	ディーゼル機関80kVA 1台	ディーゼル機関200kVA 1台	ディーゼル機関700kVA 3台
配水管(m)		43,453	49,270	78,764

		第 3 次 拡 張	第 4 次 拡 張	第 5 次 拡 張
着	工	昭和44年 4月 1日	昭和47年 4月 1日	昭和50年 4月 1日
竣	工	〃 47年 3月 31日	〃 50年 3月 31日	〃 55年 3月 31日
総事業費(千円)		900,000	2,700,000	3,000,000
計画給水人口(人)		179,000	210,000	275,000
計画給水量(m <sup>3</sup> )		1日最大 59,000	1日最大 90,000	1日最大 136,000
主なる施設	浄水場	仙波、霞ヶ関第二浄水場	中福受水場	—
	水源	深井戸 15井	深井戸 7井	—
	着水井	—	RC 1井	受水井 2井
	配水池	RC 5池	SIC 1池・PC 1池	SIC 1池・RC 1池
	有効容量(m <sup>3</sup> )	10,400	20,000	19,900
	配水ポンプ	75~96kW 3台	75~110kW 6台	45~215kW 4台
	自家発電設備	—	—	ディーゼル機関2,300kVA 4台
配水管(m)		51,525	96,720	38,850

		第 6 次 拡 張	第 7 次 拡 張 (中 断)	
着	工	昭和55年 4月 1日	平成 5年 4月 1日	
竣	工	〃 61年 3月 31日	〃 14年 3月 31日 (中断)	
総事業費(千円)		4,500,000	14,088,000	
計画給水人口(人)		310,000	350,000	
計画給水量(m <sup>3</sup> )		1日最大 153,000	1日最大 172,000	
主なる施設	浄水場	—	—	
	水源	—	—	
	着水井	—	—	
	配水池	PC 3池	PC 2池	
	有効容量(m <sup>3</sup> )	39,000	35,000	
	配水ポンプ	45~110kW 4台	55~160kW 4台	
	自家発電設備	—	ガスタービン機関300kVA 1台	
配水管(m)		43,905	41,271	

※ RC=鉄筋コンクリート PC=プレストレストコンクリート SIC=鋼板製

## Ⅱ 公共下水道事業

### 1 概 要

川越市の公共下水道は、埼玉県荒川右岸流域下水道に属し、荒川右岸流域関連公共下水道として事業を推進している。

また、本市の一部地区には日高公共下水道で処理されている日高処理区と、坂戸、鶴ヶ島公共下水道で処理されている石井処理区とがある。

#### (1) 荒川右岸流域関連公共下水道

本市は、埼玉県流域下水道の荒川右岸処理区に属し、合計 20 の処理分区を有している。昭和 49 年に下水道上位計画である荒川右岸流域下水道計画に整合を図り分流式を採用し、計画処理面積 5,177 ha（鶴ヶ島市分 69 ha を含む。）計画処理人口 320,900 人とする基本計画を策定した。昭和 52 年 10 月、埼玉県知事の事業認可を得て同年から事業に着手し、昭和 57 年 8 月 20 日に埼玉県の荒川右岸流域下水道富士見中継ポンプ場の稼働に伴い処理が開始された。

その後埼玉県は、平成 22 年 7 月に荒川右岸流域下水道事業計画を変更し、下水道整備の目標年次を令和 6 年、本市の全体計画の汚水計画処理面積を 6,363ha（鶴ヶ島市分約 74 ha を含む。）、計画処理人口を 310,700 人（鶴ヶ島市分 9,200 人を含む。）とした。

事業計画区域については、平成 30 年 3 月に本市の荒川右岸流域関連川越公共下水道事業計画を変更し、計画処理面積を約 3,896 ha（鶴ヶ島市分約 74 ha を含む。）、計画処理人口を 275,000 人（鶴ヶ島市分 9,350 人を含む。）とし事業を推進している。

#### (2) 日高処理区

本市の西部に位置する笠幡地区の一部、約 6 ha は、隣接する日高市の日高公共下水道によって処理される区域である。日高公共下水道は、昭和 59 年 8 月に事業認可を取得し、昭和 63 年 12 月から日高市浄化センターで処理している。

#### (3) 石井処理区

本市の北西部に位置する竹野地区ほか 2 地区を日本住宅公団（現在の都市再生機構）が本市と坂戸市にまたがり開発した工業団地のうち約 30 ha は、隣接する坂戸、鶴ヶ島公共下水道によって処理される区域である。昭和 51 年 9 月から北坂戸水処理センターで処理を開始し、平成 6 年 11 月 10 日からは石井水処理センターで処理を行っている。

## 2 下水道普及状況

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口 (人)		353,456	353,442	352,896
処理面積 (ha)		3,754	3,771	3,780
処理人口 (人)		304,701	306,783	307,244
普及率 (%)		86.2	86.8	87.1

※ 市街化調整区域の処理面積は、宅地のみの面積とする。

## 3 水洗化促進事業

昭和39年12月に滝ノ下終末処理場（現在は、県の所管する「新河岸川上流水循環センター」）が運転を開始して水洗化が可能となったことから、水洗便所の普及を図るため、昭和40年度から国民年金還元融資資金を利用して水洗便所改造資金貸付事業を実施した。その後、昭和54年度には制度を融資あっせん制度に切り換え水洗化を支援している。現在では1件50万円を限度にあっせんし、40万円までの融資額の場合は市が全額利子補給、40万円を超える額についてはその超えた額に対して0.4%相当額を市が利子補給している。

### (1) 実績

区分	令和2年度までの実施済	令和3年度
融資あっせん利用による改造件数 (件)	14,140	0

### (2) 水洗便所普及状況

(令和4年4月1日現在)

可能世帯 (A)	水洗化世帯 (B)	水洗化率 (B) / (A)	水洗化人口
148,359 世帯	145,582 世帯	98.1 %	308,202 人

※ 認可ベースで作成。日高処理区、石井処理区を含まず、鶴ヶ島分を含む。

## 4 受益者負担金制度・下水道使用料

### (1) 受益者負担金制度

受益者負担金制度とは、都市計画事業により著しい利益を受けるものに対し、その利益を受ける限度において事業費の一部を負担していただくもので、下水道事業については利用するものが限られ、また莫大な費用が必要とされるため、この制度を採用し事業の促進を図っている。

なお負担金は、5年20回分割により徴収している。

(令和4年4月1日現在)

負担区名	総面積(ha)	単位負担金額 (円/m <sup>2</sup> )	令和3年度までの賦課	
			面積(ha)	負担金額(円)
第1	271.8	51	232.40	118,487,180
第2	116.2	78	78.69	61,368,120
第3	30.3	62	22.22	13,762,640
第4	86.5	176	72.18	128,642,750
第5	70.1	139	45.48	63,141,010
第6	160.0	150	127.21	190,885,310
第7	113.4	183	94.27	172,655,660
第8	47.6	219	53.15	116,349,030
第9	58.3	151	55.34	77,282,090
第10	34.0	95	22.11	20,998,890
第11	53.0	153	48.37	73,993,380
流域第1	497.4	360	360.25	1,294,892,620
流域第2	413.3	395	306.16	1,208,611,630
流域第3	711.0	425	470.74	2,001,015,730
流域第4	433.0	690	262.45	1,810,536,070
流域第5	31.0	930	4.86	45,160,690
計	3,126.9		2,255.88	7,397,782,800

### (2) 下水道使用料

下水を処理して河川へ放流するため、下水道管の維持管理費（清掃や修繕）や汚水処理を行う埼玉県への維持管理負担金、ポンプ場の電気代などの費用が必要であり、公共下水道の使用者から汚水の排除量に応じた使用料を徴収している。徴収は、水道料金と合わせ2ヶ月ごとに行っている。

#### 有収水量と下水道使用料

区分 年度	有収水量 (m <sup>3</sup> )	調 定 額		収 入 済 額		収納率 (%)
		件数 (件)	金 額 (円)	件数 (件)	金 額 (円)	
令和元年度	32,850,067	883,671	3,481,164,152	727,177	2,876,577,979	82.63
令和2年度	33,503,047	892,231	3,535,079,776	733,995	2,921,596,238	82.64
令和3年度	33,600,781	906,890	3,556,587,578	746,885	2,947,206,018	82.87

※ 平成15年4月1日下水道事業の公営企業化に伴い、収入済額は現年度分3月末現在の実績を記載。